

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年3月29日

内閣総理大臣 殿

三重県知事 鈴木 英敬

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

みえライフイノベーション総合特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

三重県全域

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

なし

iii) 区域設定の根拠

今回の申請の取組は、平成 14 年 2 月に三重県が策定した「みえメディカルバレー構想」に基づいて構築した県内の企業、大学・高等専門学校、市町、特定非営利活動法人等によるネットワークを礎として、さらに発展的な研究開発が可能となる支援体制を確立することによって、県内の医療・健康・福祉分野の関連産業を振興するものであるため、三重県全域を対象とする。

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

三重県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者等の医療情報（健診、治療、投薬、検査、診断用画像、副作用情報、遺伝子情報等）を統合した医療情報データベースを構築する。本データベースを核に臨床・共同研究を促進するとともに、地域の特色を生かした産業創出や地域で必要とする人材の育成等多様な支援を行う拠点「みえライフイノベーションプラットホーム」を整備する。

このプラットホームの活用と規制緩和措置により、画期的な医薬品、医療機器等を創出するとともに、企業や研究機関の立地、県内への研究開発資金の投入、雇用の拡大等によって、県内経済の活性化を生み出し、ライフイノベーションに寄与する地域になることをめざす。

解説：

【みえライフイノベーションプラットホーム】

みえライフイノベーションプラットホームは、画期的な医薬品、医療機器等の開発を支援する研究開発支援プラットホームであり、みえライフイノベーション推進センター（Mie Life Innovation Promotion Center、略称：M i e L I P）の中央センターである「M i e L I P セントラル」と県内 6 地域拠点である「M i e L I P 鈴鹿、津、伊賀、多気、鳥羽、尾鷲」で構成する。

【医療系ネットワーク】

三重県には、次に掲げる医療系ネットワークが有する医療情報、三重大学のメディ

カルバンク研究センター及び疾患ゲノム研究センターには遺伝子情報の蓄積があり、早くからデータベース及びネットワークの活用を前提とした体制の整備が進められてきた。

- 三重医療安心ネットワーク

事務局：三重県地域医療連携連絡協議会（三重県）

参加医療機関：16 施設（開示系）、90 施設（参照系）

内容：県内の連携拠点病院（三重大学医学部附属病院、三重中央医療センター等）とその他医療機関が I D - L i n k という仕組みを使うことによって、地域に分散した診療情報を統合し、インターネット回線を用いて共有する。これによって重複した薬の処方、検査を防ぐことで患者の負担を軽減し、がんをはじめとする地域連携クリティカルパスの円滑な運用、及び県内での安心・安全かつ切れ目のない医療の提供を実現するものである。

- みえ治験医療ネットワーク

事務局：特定非営利活動法人みえ治験医療ネット（三重大学）

参加医療機関：123 施設

治験受入件数：165 件（平成 15～22 年）

内容：県内全域での迅速かつ効率的な治験を実施するため、三重大学医学部附属病院と地域の基幹病院が中心となって取り組んできたものであり、県医師会、郡市医師会等の協力も得ながら、幅広い領域の治験を実施できる体制の整備が進められてきた。また、各医療機関の治験体制、患者動向、医師の専門性、治験経験等がデータベース化されており、的確で速やかな治験実施医療機関の選択が可能であり、治験モニター（C R A）が施設に訪問して、実施しなければならないモニタリング以外の業務が全て事務局で一括処理が可能である。また、県内の医療機関の他、大阪市立大学、慶応義塾大学、奈良県立医科大学、新宮医療センター等と広域での連携も行っている。

- 遠隔画像診断ネットワーク

事務局：特定非営利活動法人三重画像診断支援機構（三重大学）

参加医療機関：22 施設

読影件数：年間 6 万件

内容：遠隔画像診断とは、C T、M R I、核医学等の画像を離れた医師に送信し、遠隔地で観察して診断レポートを作成したり、治療に対する助言を行ったりするもので遠隔医療の一分野である。近年では、画像診断の件数は増加しているだけでなく、検査内容も高度化しているが、放射線科医師の数は頭打ちの傾向にあり、画像診断の需給ギャップが顕著になっている。これらを解決するため、高速・安全なネットワークで医療機関と画像診断専門医を結び、画像診断を迅速かつ効率的に行うことで医療の質の向上を図ろうとするものである。

- 三重大学メディカルバンク研究センター

事務局：三重大学

内容：病気に関係する遺伝子を研究するためにヒト由来試料を対象とするのは当然であるが、薬物療法や再生医療の研究開発においても、その有効性と安全性

を確認するためにはヒト由来試料を使った研究が必要不可欠である。そのため、当センターでは、ヒト由来試料を用いた臨床前試験の基盤を築き、より良い創薬（医薬品・医療技術の開発）事業を支援するために、三重大学附属病院にて得られる血清、DNA、組織などのヒト由来試料を完全に匿名化、一括して保管し、ヒト由来試料を用いた臨床前試験の段階で薬効や副作用の発現と診療情報との関連を探索できるようにするものである。

- 三重大学疾患ゲノム研究センター

事務局：三重大学

内容：当センターは、ゲノム研究におけるトランスレーショナルリサーチを推進し、生活習慣病のオーダーメイド予防を実現することを目的に研究を行っている。具体的には、種々の生活習慣病について、SNP チップを用いたゲノム全領域関連解析を行い、各疾患の発症に強く関連する SNPs を確定し、さらに、食事・運動・喫煙・飲酒などの生活習慣およびバイオマーカーや高血圧・糖尿病・脂質代謝異常などの臨床情報を加えたデータベースを構築し、精度の高い「オーダーメイド予防システム」を開発している。これにより、疾患の病態形成メカニズムを解明し、疾患の克服を目指した新しい予防法・診断法・治療法の発見を目指している。

- 三重乳がん検診ネットワーク

事務局：特定非営利活動法人三重乳がん検診ネットワーク（三重大学）

参加医療・検診機関：29 施設

登録者数：10 万人

内容：三重県を中心とする地域圏の成人女性に対し、精度の高いマンモグラフィ検診を提供することによって、乳がんの早期発見、早期治療を実現し、県民の健康と福祉に寄与することを目的として、参加医療・検診機関を専用回線で接続し、登録者であれば県内のいずれの施設においても安心して検診を受けることが可能な環境を確立するために構築されたものである。

イ) 評価指標及び数値目標（5 年間累計）

評価指標(1)：統合型医療情報データベースの規模

数値目標(1)：30 万人分（平成 28 年度）

評価指標(2)：医療・福祉現場ニーズの収集件数

数値目標(2)：2,000 件（平成 28 年度）

評価指標(3)：医薬品・医療機器生産金額（厚生労働省「薬事工業生産動態統計」）

数値目標(3)：医薬品 50%増加、医療機器 100%増加（平成 28 年）

評価指標(4)：研究開発支援プラットフォームの活用機関数

数値目標(4)：県内 50 機関、県外 30 機関（平成 28 年度）

評価指標(5)：医療・健康・福祉分野企業（第 2 創業を含む。）及び研究機関の立地件数

数値目標(5)：25 件（平成 18～22 年度の平均）→50 件（平成 28 年度）

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標(1)の目標達成に寄与する事業としては、医薬品、医療機器等の開発において、疾患モデルの開発及び解析、質の高い治験の提供、市販後調査の迅速な実施等の実現をするために一定規模の統合型医療情報データベースの構築が必須であることから、「みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業」を想定している。

数値目標(2)の目標達成に寄与する事業としては、医療・健康・福祉分野での製品開発には病院、福祉施設等の医療従事者の現場ニーズが不可欠であり、このようなニーズを常に企業に提供可能とするために「みえライフイノベーション研究開発推進事業」を想定している。

数値目標(3)の目標達成に寄与する事業としては、「みえライフイノベーション研究開発推進事業」を想定し、みえライフイノベーションプラットフォームを活用した研究開発の促進による県内の医療・健康・福祉分野の製造業者の事業拡大、自動車・電気等の他分野からの新規参入等を見込んだうえで目標とする数値を設定した。

なお、数値目標(5)については、新たな県外からの企業・研究機関の立地数や県内企業の第2創業数を目標としており、数値目標(3)を補完する指標であり、「みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業」及び「みえライフイノベーション研究開発推進事業」を寄与する事業として想定している。

数値目標(4)の目標達成に寄与する事業としては、「みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業」及び「みえライフイノベーション研究開発推進事業」であり、企業、研究者等にとって、魅力ある研究開発支援プラットフォームであるかを評価するための指標である。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

- ・ みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業：50%
- ・ みえライフイノベーション研究開発推進事業：50%

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

<<研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備>>

地域の特色である医療系ネットワークが有する情報資産を画期的な医薬品、医療機器、先進医療技術等の開発に活かし、独自のライフイノベーションを実現するためには、全国に先駆けて統合型医療情報データベースを構築し、企業、研究者等が研究シーズを探索し、速やかに実践でき、評価も可能な研究環境とともに、研究シーズ・ニーズの提供、外部資金の獲得、及び臨床・共同研究のコーディネート等の研究活動支援サービスを提供できる研究開発支援プラットフォームの整備が必要である。

数年後には、実施主体が自立して運営できる体制を構築する必要がある。

◇対象とする政策分野：e) 医薬品・医療機器産業

<<研究開発支援プラットフォームの活用の推進>>

この地域が画期的製品の研究開発拠点となるためには、県内各地域で取り組まれている数多くの研究・技術開発のプロジェクトにおいて、研究開発支援プラットフォーム

が提供する研究環境及び研究活動支援サービスが活用され、それらが結実することで有用性を実証するとともに、先駆的な医療情報データによる情報資産の存在によって、国内外の企業や研究機関の県内への立地を促し、研究開発投資を呼び込むことで地域の新たな産業創出や活性化を図る必要がある。

◇対象とする政策分野：e) 医薬品・医療機器産業

- ・ 政策課題間の関係性

画期的な医薬品、医療機器、先進医療技術等の開発には、従来の開発アプローチとは異なり、個々の患者の医療情報（健診、治療、投薬、検査、診断用画像、副作用情報、遺伝子情報等）を連結・集約した統合型医療情報データベースを活用することが重要であり、国内ではこれらのデータベースが未整備である。

本県には、医療系ネットワークが既に構築されており、これらのネットワークに保存される種々のデータを統合することで、統合型医療情報データベースを早期に構築することが可能である。

このデータベースのデータ解析を行ったうえ、県内外企業、研究者等に提供し、活用することによって、医薬品、医療機器等の研究開発が促進される。また、研究開発が促進されるためには、研究開発コーディネート機能を整備したり、研究開発を支える人材を育成したりすること等が不可欠である。さらに、県内各地域での特色のある取組みを支える機能も備えることが重要である。

このように、データベースと研究機能を兼ね備えた環境を整えることで、国内外の企業や研究機関の研究開発を推進し、県内企業、研究者等の研究開発、技術力の向上に寄与し、地域産業の創出や活性化を図ることができる。

イ) 解決策

a) <<研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備>>の解決策

- ① みえライフイノベーションプラットフォームの整備（新設）
 - ・ みえライフイノベーション推進センター（M i e L I P セントラル）
 - ・ みえライフイノベーション推進センター地域拠点（6ヵ所、M i e L I P 鈴鹿、津、伊賀、多気、鳥羽、尾鷲）
- ② 統合型医療情報データベースの構築
- ③ 医療情報データを有料で企業等に提供することで3～5年後に自立

b) <<研究開発支援プラットフォームの活用の推進>>の解決策

国内外企業、研究機関による研究開発支援プラットフォームを活用した画期的な医薬品等の開発、地域色豊かな製品の開発

- ① M i e L I P セントラルが保有する統合型医療情報データベースの運用、ニーズ収集機能、臨床・共同研究支援機能等の活用による医薬品、医療機器等の研究開発の促進
- ② M i e L I P 地域拠点による地域の特色やポテンシャルを生かした製品の研究開発、産業創出、人材育成支援の促進

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

① 地域の歴史や文化

名古屋、大阪の両大都市圏にまたがる三重は、東西文化の交わる場所に位置し、南北に長く多彩な県土、豊かな自然の恵みを有している。縦横に発達した街道文化の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地に住む人々が先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を育んでいる、多様性に満ちた地域である。

② 地理的条件

本県は日本列島のまんなか、交通網のまんなか位置し、中部（東海）・関西の二大経済圏に重なっている。新名神高速道路や伊勢湾岸自動車道の利用により、京阪神方面及び東京方面へのアクセスが大変便利である。

さらに伊勢湾と大阪湾のスーパー中枢港湾、中部と関西の両国際空港を東西に擁した地域として、一段とものづくりの拠点性が高まっている。

また、伊勢志摩、吉野熊野の両国立公園を中心として、海・山・川の美しい自然や豊富な天然資源に恵まれている。

③ 社会資本の現状

○ 交通インフラ

本県は、名古屋、大阪の2大都市圏に短時間でアクセスできる地理的優位性を持っている。

また、東名阪高速道路や西名阪自動車道、伊勢自動車道、名神・新名神高速道路、伊勢湾岸自動車道など高速道路網や中部国際空港や関西国際空港へのアクセスが整備されているほか、四日市港といった国内外の交通インフラも充実している。

《参考》 名古屋 ～ 津 近鉄（特急）で約 45 分

大阪難波 ～ 津 近鉄（特急）で約 80 分

中部国際空港 ～ 津 高速船で約 45 分

○ 研究インフラ

三重大学では医学部、工学部、生物資源学部をはじめ、学内に創設されている生命科学センターが中心となって、ライフサイエンス分野の研究開発が促進されている。また、学内にインキュベーション施設を設置し、ベンチャー企業の支援を行っている。

また、鈴鹿医療科学大学には医用工学部、薬学部、保健衛生学部、鍼灸学部が設置されており、医療・健康・福祉分野の高度な人材育成を行っている。

さらに、三重県立看護大学と四日市看護医療大学の2つの看護系大学と鈴鹿工業高等専門学校をはじめ3つの高等専門学校が設置されている。

こうした県内の8大学、3高等専門学校が連携し、医療・健康・福祉分野の研究開発やイノベーションを生み出す基盤が整備されている。

④ 地域独自の技術の存在

今までに構築された治験ネットワークや大学等の知的拠点を活用し、県民の健康と

福祉の向上に繋がる製品やサービスが次々に生み出されていくしくみを構築し、医療・健康・福祉分野の経営基盤の強化や異業種分野からの転換、企業誘致などを促進し、県内のライフイノベーションを推進している。また、医療・福祉現場での具体的なニーズをもとに医療・福祉機器やサービス等の開発促進と県内の豊富な天然資源を有効活用し、付加価値の高い医薬品等の開発促進のしくみが構築され、製品開発を促進している。

三重大学においては、大学発シーズをもとに新規緑内障治療薬、経気道噴霧型遺伝子組換えワクチン等の次世代型医薬品開発、脊椎間不安定測定具・インプラント、脳血管内デバイス（ステント・コイル）等の医療機器の開発、がんワクチン療法、遺伝子導入T細胞療法等による戦略的複合がん免疫療法の開発が行われている。

また、NST（Nutrition Support Team：栄養サポートチーム）は当県での取組が先駆けとなって全国に広がっているもので、現在全国で1,500以上の施設にNSTが設置されるなど、当県の医療機関では先駆的な取組を行っている。

⑤ 地域の産業を支える企業の集積等

県北部の四日市地域では、自動車関連産業等のものづくり産業や高度部材産業、四日市コンビナートを中心としたファインケミカル産業、鈴鹿地域では自動車基幹部品、先端材料活用産業のほか、住生活産業（健康、福祉、医療、介護、リハビリ機器等）等の、伊賀地域では、薬事関係等のメディカル関連産業や汎用機械製造業の集積が進んでいる。

また、県内4地域で複数の中小企業がコンソーシアムを形成し、共同で試作品の製作や製品開発に積極的に取り組んでいる。

この他健康関連産業や海洋深層水等関連産業、観光産業などそれぞれの地域の特長を生かした産業集積が見られる。

⑥ 人材、NPO等の地域の担い手の存在等

○ 特定非営利活動法人みえ治験医療ネット

平成15年に産学官で治験医療ネットワークを構築し、現在県内医療機関123施設が参画し、県域全体で大規模な治験を受け入れる体制が整備されている。また、三重大学医学部附属病院は厚生労働省の「治験活性化5か年計画」の治験拠点病院に採択されている。

○ 特定非営利活動法人MMC 卒後臨床研修センター

県内の医療人材の確保・育成と地域医療の充実のため、研修医、指導医、並びに臨床研修指定病院に対して、臨床研修の円滑な実施に関する事業を行い、医師の充足と県内への定着等を図る取組を行っている。

○ 特定非営利活動法人三重県乳がん検診ネットワーク

三重県を中心とする地域圏の成人女性に対して、マンモグラフィによる乳がん検診の質の向上と普及に関する事業を行い県民の健康と福祉に寄与する取組を行っている。

○ 特定非営利活動法人三重画像診断支援機構

遠隔画像診断の支援と、画像診断の教育研究に関する事業を行い、国民の健康と

福祉の増進に寄与する取組を行っている。

○ メディカルバレー推進サポーター

医療・健康・福祉に関する薬事法等に関する有識者を「メディカルバレー推進サポーター」として県が委嘱し（委嘱者：17 名）、希望する企業に派遣し、製品開発のサポートやアドバイス等を行っている。

○ 財団法人三重県産業支援センターコーディネーター

財団法人三重県産業支援センターにおいて、中小企業者のニーズに応じて、効果的かつ効率的に実施するため、様々な相談にコーディネーターや専門家（38 名）が対応している。

⑦ 地域内外の人材・企業等のネットワーク

○ メディカルバレー推進代表者会議・メディカルバレー企画推進会議

産学官民が連携して推進する医療・健康・福祉産業の振興策である、みえメディカルバレー構想を策定し、産学官民がそれぞれ主体的に、また、有機的な連携のもとに事業に取り組んでいる。事業の検討等は、産学官で構成するメディカルバレー推進代表者会議（会長：三重大学学長）やメディカルバレー企画推進会議（会長：鈴鹿医療科学大学教授）で行っている。主な構成メンバーは、医薬品、化粧品及び医療機器の企業で構成される三重県薬事工業会、三重大学をはじめとする県内のすべての大学、高等専門学校、医師会、薬剤師会等の関係団体等の代表者等である。

○ 三重県薬事工業会

県内の薬事関連企業 49 社（医薬品部会 25 社、化粧品・医薬部外品部会 11 社、医療機器部会 13 社）で構成する三重県薬事工業会では、昨今の産学官連携事業をより一層推進する立場から、「産」の代表的な組織として、三重県の進める「みえメディカルバレープロジェクト」に積極的に参画し、大学等高等教育機関との共同開発や多くの製品を創出している。

○ みえメディカル研究会

大学や公設試験研究機関を中心とした産学官民参加型の「みえメディカル研究会」を開催し、11 分科会 600 名の会員により産学官民連携の促進、研究開発や技術開発の促進のための取組を行っている。

○ 株式会社三重ティーエルオー

三重県内の大学などの研究者が主な出資者となって平成 14 年 2 月 7 日に設立された T L O で、「大学等技術移転促進法」（平成 10 年）に基づいて、国から実施計画について、平成 14 年 4 月 16 日に承認を受けた、「承認 T L O」として活動している。本県では大多数が中小企業である現状を踏まえ、特許だけでなく、より幅広い企業活動の支援等を行っている。会員数は現在 190 社。

○ 特定非営利活動法人バイオものづくり中部

産学官の交流、連携を促進し、先端医療を含むバイオテクノロジーに関する研究開発を推進し、新しい産業を創造していくために必要な事業を行なうことにより、科学技術の振興と地域経済の活性化ならびに地域社会への貢献を図ることを目的に設立された「特定非営利活動法人バイオものづくり中部」と連携し、広域的な事業

の展開を行っている。

○ 関西バイオ推進会議

関西圏でのバイオ産業プロジェクトの推進を通じ、バイオサイエンスの世界的な拠点形成を図り、関西経済の活性化に寄与することを目的として設立された「関西バイオ推進会議」に知事が委員として就任し、広域的な連携と事業の展開を行っている。

○ 全国バイオクラスター交流会

全国のバイオクラスター間の交流・連携を深め、ライフサイエンス関連産業の振興と集積を目的として開催される「全国バイオクラスター交流会」に参加し、広域的な連携と事業の展開を行っている。

○ みえ治験医療ネットワーク

県民への高度先端医療や良質な医療の提供をめざし、三重大学、県医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会および三重県が連携して、迅速で質の高い治験の実施を支援するため、みえ治験医療ネットワーク（県内 123 医療機関が参加）を構築している。

また、みえ治験医療ネットワークでは、県内の医療機関の他、大阪市立大学、慶応義塾大学、奈良県立医科大学、新宮医療センター等と広域での連携も行っている。

さらに食品、化粧品等のヒト試験による評価を受託する株式会社機能食品研究所（大学発ベンチャー）との連携も行っている。

○ 地域治験ネットワーク連携会議

行政が連携して活動している全国各地域の治験ネットワークの関係者で会議を開催し、各地域の治験ネットワークとの情報交換を行っている。現在、静岡県、大阪府、福岡県、三重県の行政と治験推進機関の 7 機関が参加。

○ みえテクノエイドセンター

専門家による福祉用具や介護機器の試作品や製品の評価、住宅改修の支援、自助具の提供等を行う機関である。（三重県が三重県身体障害者総合福祉センター内に設置）

○ 海外との連携・交流

海外の医療・健康・福祉関連機関やクラスターと活発な交流を行っている。

- ・ ドイツバイオコンバレーとみえメディカルバレーの連携・交流
- ・ ドイツ、スウェーデンの TLO と株式会社三重ティーエルオーの連携・交流
- ・ 中国（瀋陽市、南京市、上海市）食品薬品监督管理局と三重県（薬事許認可担当課）の連携・交流
- ・ ロストック大学、瀋陽薬科大学、チェンマイ大学等の世界各国 27 か国 74 大学と三重大学の連携・交流（学部間協定は医学部が中心）
- ・ タイ国食品薬品庁と三重県（薬事許認可担当課）の連携・交流

このほか、ドイツ（フラウンホーファー研究所）、スイス（CSEM）、米国の関係機関等と交流を行っている。

⑧ その他の地域の蓄積

日経BP社が実施した全国バイオクラスターランキングで、平成16年度5位、平成17年度6位、平成18年度4位と高い評価を得た。（バイオクラスターランキングは平成19年度以降実施されていない。）これは、特にネットワークによる産学官民連携や治験体制が高く評価されている。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

＜＜みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業＞＞

ア) 事業内容

a) M i e L I P センtral 整備

医薬品、医療機器等を継続的に生み出していく状況を基礎研究から製品開発・評価機能まで一貫した体制で支援していく「みえライフイノベーション推進センター（M i e L I P センtral）」を三重大学内に整備する。

- ・ 施設整備事業

M i e L I P センtralに必要な備品等の整備、サテライトラボ、テストラボ及び企業開発拠点の設置

- ・ 統合型医療情報データベース整備事業

各病院からの医療情報を集約し、患者別にデータ統合、匿名化、データ活用のための解析等を行うためのシステムの構築

- ・ 研究人材整備事業

M i e L I P センtralの機能を支える研究者、データの集約、統合、解析等を行う専門職の確保

- ・ 事業支援（コーディネート）人材整備事業

医療現場ニーズの収集、研究シーズ収集、臨床研究・共同研究等の支援、外部資金導入支援、人材育成支援、地域拠点との連携等のM i e L I P センtralの事業を推進していく人材の確保

b) M i e L I P 地域拠点整備

県内各地域の特色やポテンシャルを生かした研究開発、技術支援、共同研究支援、産業創出支援を行うM i e L I P 地域拠点（鈴鹿、津、伊賀、多気、鳥羽、尾鷲）を県内に6ヵ所整備する。

- ・ 施設整備事業

M i e L I P 地域拠点に必要な備品等の整備

- ・ 研究人材整備事業

M i e L I P 地域拠点で研究開発を行う研究者の確保

- ・ 事業支援（コーディネート）人材整備事業

地域拠点で実施する事業を推進していく人材の確保

イ) 想定している事業実施主体

- ・ M i e L I P センtral：三重大学

- ・ M i e L I P 鈴鹿：鈴鹿医療科学大学
- ・ M i e L I P 津：三重県
- ・ M i e L I P 伊賀：三重大学
- ・ M i e L I P 多気：多気町
- ・ M i e L I P 鳥羽：鳥羽市
- ・ M i e L I P 尾鷲：尾鷲市

ウ) 当該事業の先駆性

- ① 患者から健常者までの個々の医療情報は、様々な病気の治療・予防や医薬品等の開発に有効であるが、国のガイドラインで医療情報を活用する環境は整っているものの、全国的には医療機関や研究者の協力が得られにくいことから、未だに活用が進展していない状況にある。

このような状況でM i e L I Pセントラルが核となり、三重大学を中心に県内の医療連携体制を生かして、患者の医療情報を収集し、活用することで画期的な治療法の確立、最先端の医薬品、医療機器等を創出していくことは、世界的に見ても先駆的な取組みとなる。

また、三重県は、北部伊勢湾側の都市部、中部から伊勢志摩にかけての市街地、南部の農漁村部、県西部の山間部など、人口集中地域から過疎地域までが存在し、日本の縮図とも言われ、県南部地域は人口移動が少なく有効な遺伝子プールでもあることから、統合型医療情報データベースと併せて有用な開発体制を整えることができる。

- ② 三重県では、大学の研究者や市町と共同でエビデンスに基づく健康増進プログラムと三重県の自然環境を融合させた健康ツーリズムを各地域で実施し、大きな成果をあげている。本事業では、M i e L I PセントラルとM i e L I P地域拠点が連携のもと、健康ツーリズムのさらなる発展やエビデンスに基づいた健康増進プログラム、歩数計、血圧計等を用いた健康管理システムなど先駆的な取組みが可能となる。
- ③ 県北部に集積する自動車産業やものづくり企業の優れた技術と県内大学の研究シーズ、三重県工業研究所の技術支援機能を活かした生かした医療機器や介護支援ロボット、福祉用具の開発、センシングやI C Tを活用した新たな住環境システムの開発など先進的な取組みができる。
- ④ がんサポート・免疫栄養療法センターによる病態別栄養療法プログラムや高機能食品の開発、海洋深層水や豊富な海藻を活用した機能性食品の開発など地域の特色ある取組みも期待できる。

エ) 関係者の合意の状況

平成 24 年 2 月にみえメディカルバレー推進代表者会議（地域活性化総合特区地域協議会に位置付け）を開催し、意見集約し、合意を得た。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ① 平成 14 年からメディカルバレープロジェクトによる県内の産学官民の連携体制

が構築されており、研究開発、製品開発を行う環境が整っている。

- ② 平成 14 年からのメディカルバレープロジェクトの推進により、三重大学ではライフサイエンスに関する研究に積極的に取り組んでいる。
- ③ 三重大学では生活習慣病予防を目的に三重県縦断疫学調査が開始されており、県内医療機関における 4,000 名以上の健診データが収集されており、順次遺伝子解析も実施している。
- ④ 三重大学と尾鷲市民病院における高血圧患者を対象とした多施設共同型臨床試験支援システムのモデル事業を開始している。
- ⑤ 医療・健康・福祉分野の産学官民参加型のみえメディカル研究会、共同研究補助金等により、三重大学と企業の共同研究数も平成 13 年と平成 22 年を比較すると 91 件から 264 件へと約 3 倍に増加するなど、産学官連携体制が飛躍的に発展している。
- ⑥ 医療・福祉現場のニーズを収集し、ニーズ提供者とものづくり企業とのマッチングによる医療機器・福祉用具等の開発を支援する事業を実施している。
- ⑦ みえメディカル研究会で検討した健康ツーリズムを伊勢志摩地域や尾鷲地域（熊野古道）で実践し、新たな付加価値製品として先駆的に取り組んでいる。
- ⑧ 鈴鹿地域は、「健康・福祉」をキーワードにした取組が始まっており、商工会議所、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿工業高等専門学校、産業界との産学連携体制が確立されている。
- ⑨ 津地域は、三重県工業研究所が医薬品から食品までの技術支援体制が確立されている。
- ⑩ 伊賀地域は、薬事産業の集積地であり、三重大学伊賀拠点が地域企業との共同研究を実施している。
- ⑪ 多気、鳥羽、尾鷲地域など県内各地で、栄養、運動、温泉、自然環境等を組み合わせた新たな旅行企画「健康ツーリズム」が実施されている。

<<みえライフイノベーション研究開発推進事業>>

ア) 事業内容

a) M i e L I P セントラルにおける研究開発支援事業

- ① 県内、国内外の企業や大学等研究者に M i e L I P セントラルに整備した研究開発プラットフォームを活用してもらうことで、画期的な医薬品、医療機器等の創出を支援

【連携協力体制】

- ・ 大手製薬企業：バイエル薬品株式会社、アボットジャパン株式会社、田辺三菱製薬株式会社、大日本住友製薬株式会社、株式会社ツムラ、ニプロファーマ株式会社等
- ・ 医療機器メーカー：シーメンス・ジャパン株式会社、ニプロ株式会社、オムロン株式会社等
- ・ 産業関係団体：大阪医薬品協会、日本医療器材工業会等

- ・ 大学・研究機関：東京大学、京都大学等の国内主要大学、天津中医薬大学（中国）、瀋陽薬科大学（中国）、アリゾナ大学（米国）、バイオコンバレー（ドイツ）、フラウンホーファー研究所（ドイツ）、CSEM（スイス）等
- ② 地域拠点と連携し、M i e L I P セントラルの機能の活用促進、地域拠点の活動支援を行い、地域産業の創出、活性化を促進
- ③ 具体的な事業は次のとおり
 - ・ 統合型医療情報データベース（医療DB）の解析、疾患モデルの構築
 - ・ 医療DBを活用した前臨床試験のコーディネート
 - ・ 医療DBを活用した臨床治験のコーディネート
 - ・ 市販後調査に医療DBを活用した効能効果データ、副作用データの解析
 - ・ 医療・福祉現場におけるニーズ収集とそれを反映した製品開発支援
 - ・ 研究シーズの収集及びデータベース構築及び共同研究の支援
 - ・ 外部研究資金の導入支援
 - ・ 産学官連携に関するトータルコーディネート
 - ・ 医療・健康・福祉分野で研究開発コーディネーターが可能な人材の養成
 - ・ 各地域拠点の支援 など
- b) M i e L I P 鈴鹿における研究開発・技術開発支援事業
 - ① 医療機器や介護支援ロボット、周辺機器等の研究開発
 - ・ サイバーダイン株式会社の誘致によるロボットスーツHAL®を中心とした研究開発、周辺機器等の研究開発
 - ・ リハビリテーションや理学療法の手技開発
 - ・ 介護支援ロボットの普及、利用促進
 - ② NTT跡地での健康、安全、安心、環境に配慮した住宅計画等とリンクさせ、センシングやICTを活用した新たな住環境システムの開発
 - ③ 医薬品や高機能食品の研究開発（マッチング支援、技術支援・共同研究、製品評価、治験支援機関「みえ治験医療ネット」とのコーディネート） など
- c) M i e L I P 津における研究開発・技術開発支援事業
 - ① 医療機器・福祉用具製造企業等の技術支援（技術開発支援、共同研究、製品強度等の物性評価、みえテクノエイドセンターやみえ治験医療ネットへのコーディネート、企業マッチングや販路開拓支援）
 - ② みえ”食発・地域イノベーション”創造拠点の活用や三重の食を拓くみえフードイノベーション事業との連携による機能性食品の開発（技術開発支援、共同研究、食品のエビデンス評価機関へのコーディネート）
 - ③ 医薬品や化粧品等の開発（技術開発支援、共同研究、臨床研究・治験支援機関へのコーディネート） など
- d) M i e L I P 伊賀における研究開発・技術開発支援事業
 - ① ゆめぼりす伊賀に集積した薬事関連事業者や汎用機械製造事業者による医薬品や医療機器等の共同研究・技術支援
 - ② 入院時から在宅までの一貫した栄養強化食品による病態別栄養療法（がん、糖尿病や透析の必要な腎疾患等）プログラムを上野総合市民病院と企業等（アボッ

トジャパン株式会社や名古屋大学) で共同開発。また、訪問診療時に携帯用情報端末を活用し、患者情報を共有し在宅栄養療法をサポートする遠隔医療連携システムの開発 など

e) M i e L I P 多気における研究開発・技術開発支援事業

- ① 自転車を活用した運動療法や観光資源を利用したヘルスツーリズムの開発
 - ・ 前北京オリンピックマウンテンバイク日本代表監督の支援による運動療法の開発
 - ・ 高校生レストラン「まごの店」や元丈の里「薬膳料理」及び丹生大師、元丈の里、車川等の観光地で体験するウォーキングやヨガ等を組み合わせたヘルスツーリズムの開発
 - ・ 歩数計・血圧計等のバイタルサインによる健康管理システムの開発をめざすオムロンヘルスケア株式会社、オムロンコーリン株式会社、ケンコーコム株式会社と連携した健康増進プログラム〈多気モデル〉の開発
- ② 万協製薬株式会社、株式会社川原製茶等と連携した高校生プロデュースの化粧品や低カロリー・低塩食品等の開発 など

f) M i e L I P 鳥羽における研究開発・技術開発支援事業

- ① 天然資源を活用した医薬品、化粧品や高機能食品等の開発（生産者、加工事業者と研究開発機関等のコーディネート、製品の評価機関とのコーディネート）
- ② 鳥羽市水産研究所における海藻（真珠の海七草：ワカメ、ヒジキ等）や海産物の研究開発
- ③ 地域が一体となった販路開拓支援や戦略的な情報発信 など

g) M i e L I P 尾鷲における研究開発・技術開発支援事業

- ① みえ尾鷲海洋深層水や尾鷲ヒノキ等を活用した化粧品や機能性食品の開発
- ② 尾鷲総合病院による臨床研究の推進（診療情報と遺伝子情報を基に治験基盤を整備し、高血圧や糖尿病等の臨床研究体制を構築し質の高い臨床治験を実施）
- ③ 「運動」、「休養」、「栄養」を組み合わせた滞在型健康回復・健康増進プログラムの開発とエビデンス研究（熊野古道ウォークや夢古道の湯による温浴効果、地魚を用いた尾鷲の食の「栄養」を組み合わせ、エビデンスに基づいた健康増進プログラムの開発）

イ) 想定している事業実施主体

- ・ M i e L I P セントラル：三重大学
【協力機関】鈴鹿医療科学大学、三重県薬事工業会、株式会社三重ティーエロオー、特定非営利活動法人みえ治験医療ネット
- ・ M i e L I P 鈴鹿：鈴鹿医療科学大学
【協力機関】鈴鹿市、鈴鹿商工会議所、鈴鹿工業高等専門学校、鈴鹿国際大学、鈴鹿短期大学、S U Z U K A 産学官交流会、三重大学、特定非営利活動法人みえ治験医療ネット等
- ・ M i e L I P 津：三重県
【協力機関】三重県工業研究所、みえテクノエイドセンター、津市、三重大学、

株式会社三重ティーエルオー、財団法人三重県産業支援センター、特定非営利活動法人みえ治験医療ネット、株式会社機能食品研究所等

- ・ M i e L I P伊賀：三重大学

【協力機関】伊賀市（伊賀市立上野総合市民病院を含む。）、上野商工会議所、伊賀市商工会、鈴鹿医療科学大学、三重県薬事工業会、独立行政法人都市再生機構（ゆめぼりす伊賀クリエイトランド）、株式会社三重ティーエルオー等

- ・ M i e L I P多気：多気町

【協力機関】多気工業会、三重県立相可高校、三重大学、鈴鹿医療科学大学、三重県地域イノベーション学会、多気町まちづくり仕掛人塾等

- ・ M i e L I P鳥羽：鳥羽市

【協力機関】鳥羽市水産研究所、鳥羽商工会議所、三重大学、鈴鹿医療科学大学等

- ・ M i e L I P尾鷲：尾鷲市

【協力機関】尾鷲総合病院、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会、三重大学等

ウ) 当該事業の先駆性

<<みえライフイノベーションプラットホーム整備事業>>に記載のウ) 当該事業の先駆性に同じ。

エ) 関係者の合意の状況

<<みえライフイノベーションプラットホーム整備事業>>に記載のエ) 関係者の合意の状況に同じ。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

<<みえライフイノベーションプラットホーム整備事業>>に記載のオ) その他当該事業の熟度を示す事項に同じ。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【税制優遇制度】

- ・ 三重県過疎地域における県税の特例（課税免除）
- ・ 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例（不均一課税）
- ・ 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例（課税免除）

【補助・助成制度】

- ・ みえライフイノベーション推進事業費補助金
（平成 23 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 8,000 千円）
- ・ 地域資源活用型医薬品等研究開発補助金
（平成 24 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 3,000 千円）

- ・ 海外市場対応製品規格認証取得支援事業費補助金
(平成 24 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 2,000 千円)
- ・ 中小企業連携体高度化支援事業費補助金
(平成 22 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 4,000 千円)
- ・ 省エネ技術を生かした新たな用途開発支援事業補助金
(平成 24 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 4,000 千円)
- ・ メイド・イン・三重ものづくり補助金
《戦略的技術開発型》
(平成 23 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 60,000 千円)
《改良・開発型技術開発型》
(平成 23 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 20,000 千円)
- ・ 国内特許出願支援補助金
(平成 22 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 1,200 千円)
- ・ オール三重チャレンジ助成金
《新規起業支援》
(平成 23 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 2,500 千円)
《新分野進出新ビジネス展開支援》
(平成 23 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 5,000 千円)
- ・ ビジネスインキュベーション施設創業気運向上事業補助金
(平成 23 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 1,000 千円)
- ・ 芸術系大学連携支援補助金
(平成 22 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 750 千円)
- ・ 伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金
(平成 19 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 4,000 千円)
- ・ グローカルビジネス創出促進事業費補助金
(平成 24 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 5,000 千円)

【企業立地促進補助制度】

現在、次の補助金制度の見直しが行われており、新制度を検討中である。

- ・ 地域資源活用型産業等立地促進補助金 (平成 19 年度から措置)
- ・ 緊急経済対策設備投資促進補助金 (平成 21 年度から措置)
- ・ 産業集積促進補助金 (平成 19 年度から措置)
- ・ 基幹産業立地促進補助金 (平成 19 年度から措置)
- ・ バレー構想先端産業等立地促進補助金 (平成 19 年度から措置)
- ・ 研究開発施設等立地促進補助金 (平成 19 年度から措置)

【融資制度】

- ・ 小規模事業資金
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 127,849 千円)
- ・ 産業活性化推進資金
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 14,939 千円)
- ・ 創業・再挑戦アシスト支援資金

(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 7,311 千円)

- ・ 環境・防災対策等促進資金
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 5,338 千円)
- ・ 海外展開支援資金セーフティーネット資金
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 1,850 千円)
- ・ リフレッシュ資金
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 205,527 千円)
- ・ 再チャレンジサポート資金
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 4,737 千円)
- ・ メイド イン 三重ものづくり推進資金
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 7,204 千円)

【貸付制度】

- ・ 小規模企業者等設備資金貸付
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 339,352 千円)
- ・ 高度化事業資金貸付
(昭和 38 年度から措置 / 平成 24 年度予算額 14,920 千円)

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 企業立地促進法に基づく基本計画に指定している集積業種に対する支援措置
(四日市地域、鈴鹿地域、伊賀・名張地域、津地域、尾鷲地域、松阪地域、伊勢志摩地域の 7 地域で基本計画策定済み。)

c) 地方公共団体等における体制の強化

○ みえメディカルバレー構想

三重県は「地域資源を有効に活用し、競争力のある医療・健康・福祉産業の振興に取組み、活力ある地域づくりと県民の健康と福祉の向上をめざす」ことを基本理念に平成 14 年 2 月に「みえメディカルバレー構想」を策定し、同年 4 月からみえメディカルバレープロジェクトとして、さまざまな事業を産学官民で計画的に実施してきた。

平成 14 年	みえメディカルバレー構想の策定
平成 14～19 年度	第 1 期実施計画「立ち上げ期」の実施
平成 20～22 年度	第 2 期実施計画「基盤整備期」の実施
平成 24 年度～	第 3 期実施計画「成長期」の実施

○ 県内支援機関

平成 13 年 4 月	・ 医薬品研究センターを県科学技術振興センター工業研究部（現 県工業研究所）内に設置
平成 14 年 2 月	・ 株式会社三重ティーエルオーが三重大学内に設立
平成 14 年 4 月	・ メディカルバレー推進グループを県健康福祉部内に設置
平成 14 年 10 月	・ みえテクノエイドセンターを県身体障害者総合福祉センター内に設置

- 平成 15 年 11 月 ・ 特定非営利活動法人みえ治験医療ネットが設立
- 大学関係
- 平成 15 年 4 月 ・ 三重大学生命科学研究支援センターを設置
- 平成 16 年 3 月 ・ 三重大学キャンパスインキュベータを設置
- 平成 16 年 4 月 ・ 三重大学創造開発研究センター・知財総括室を設置
- 平成 18 年 2 月 ・ 三重大学臨床研究開発センターを設置
- 平成 19 年 4 月 ・ 四日市看護医療大学の開学
- 平成 19 年 6 月 ・ 三重大学と鈴鹿医療科学大学が包括的連携に関する協定を締結
- 平成 20 年 4 月 ・ 鈴鹿医療科学大学が薬学部を開設
- 平成 21 年 4 月 ・ 三重大学大学院地域イノベーション学研究科を開講
- ・ 三重大学産学官伊賀研究拠点（産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」）を開設

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- メディカルバレー推進事業費（平成 24 年度予算額 27,973 千円）
 - ・ メディカルバレー推進代表者会議の開催・運営
 - ・ メディカルバレー企画推進会議の開催・運営
 - ・ メディカルバレー事業評価部会の開催・運営
 - ・ メディカルバレーフォーラムの開催・運営
 - ・ みえメディカル研究会の設置・運営
 - ・ メディカルバレー推進サポーターの設置
 - ・ メディカルバレー総合情報収集・発信
 - ・ 地域資源活用型医薬品等の開発
- みえライフイノベーション推進事業費（平成 24 年度予算額 20,746 千円）
 - ・ 医療機器、福祉用具等の開発

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

メディカルバレー事業評価部会が、数値目標に対する毎年度の達成状況等を検証したうえで評価を実施する。ただし、数値目標(3)は、厚生労働省「薬事工業生産動態統計」で確認するが、統計結果公表が 2 年程度遅れるため、評価時期をずらしたうえで実施する。

解説：

【メディカルバレー事業評価部会】

大学の学長や関係団体の代表者等の委員で構成する「みえメディカルバレー推進代表者会議」の下部組織として、これらの構成メンバーの大学の教授や企業の実務者等の委員で構成する「みえメディカルバレー企画推進会議」の一部会として「事業評価部会」を設置し、みえメディカルバレープロジェクトの事業の評価・検証を行っている。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

地域活性化総合特区地域協議会である「みえメディカルバレー推進代表者会議」において、メディカルバレー事業評価部会による目標に対する事後評価結果から、事業の内容、実施方法等の意見を求める。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

みえメディカルバレープロジェクトのホームページにおいて、地域住民の意見を募集し、必要に応じてパブリックコメントを実施する。これらで得られた意見は、みえメディカルバレー推進代表者会議において協議する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

事業名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業 ①統合型医療情報データベース整備	医療DBの構築・導入				
みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業 ②施設整備、人材確保等	MieLIP セントラルの整備				
	MieLIP 地域拠点の整備				
みえライフイノベーション研究開発推進事業	MieLIP センtralによる開発支援				
	MieLIP 地域拠点による開発支援				

イ) 地域協議会の活動状況

年月	活動状況
平成 14 年 11 月	次の機関の学長、校長、会長等で構成する地域協議会の母体となる「みえメディカルバレー推進代表者会議（以下「代表者会議」という。）」を設立 当初構成員： 三重大学、鈴鹿医療科学大学、三重県立看護大学、鈴鹿工業高等専門学校、三重大学医学部附属病院、社団法人三重県医師会、社団法人三重県歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会、社団法人三重県看護協会、三重県作業療法士会、三重県薬事工業会、食品製造事業者代表、三重県健康福祉部、三重県農林水産商工部、三重県科学技術振興センター、三重県教育委員会事務局、中部経済産業局、三重県健康福祉部薬務食品室（事務局） 設立目的： 医療・健康・福祉産業を戦略的に振興することにより、三重県

	の地域経済を担う新たなリーディング産業の創出と集積を図るとともに、医療・健康・福祉に関連した質の高い製品・サービスを供給できる地域づくりを推進するため、メディカルバレー推進事業の基本方針に関すること、当該事業の推進に係る関係機関の調整及び連携に関することを協議する組織として設立された。 開催頻度： 年 1～2 回の定期開催
平成 15 年 4 月	代表者会議の構成員に株式会社三重ティーエルオーを追加
平成 16 年 4 月	代表者会議の構成員に四日市大学、鈴鹿国際大学、松阪大学（現：三重中京大学）、皇學館大学、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校を追加
平成 19 年 4 月	代表者会議の構成員に四日市看護医療大学を追加
平成 23 年 12 月	代表者会議を総合特区法に基づく地域協議会と位置付けるとともに、協議会の構成員に鈴鹿市、伊賀市、鳥羽市、尾鷲市、多気町を追加
平成 24 年 2 月	平成 23 年度第 2 回代表者会議（第 1 回地域協議会）を開催

地域活性化総合特区の指定申請書（概要版）

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

みえライフイノベーション総合特区

2. 総合特別区域について

（１）区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

三重県全域

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

なし

iii) 区域設定の根拠

三重県が策定した「みえメディカルバレー構想」に基づいて構築した産学官民のネットワークを礎として、さらに発展的な研究開発が可能な支援体制の確立によって、県内の医療・健康・福祉分野の関連産業を振興するものであるため、三重県全域を対象とする。

（２）目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

- ・ 統合型医療情報データベースを核に研究開発支援プラットフォームを整備する。
- ・ 研究開発支援プラットフォームを活用によって、画期的な医薬品、医療機器等の創出に寄与する地域をめざし、地域の産業創出や活性化を図る。

イ) 評価指標及び数値目標（5年間累計）

- (1) 統合型医療情報データベース：30万人分
- (2) 医療・福祉現場のニーズ収集：2,000件
- (3) 医薬品生産金額：50%増、医療機器生産金額：100%増
- (4) 研究開発支援プラットフォーム活用機関：県内50機関、県外30機関
- (5) 医療・健康・福祉分野企業及び研究機関の立地：50件

ウ) 数値目標の設定の考え方

過去の実績等を踏まえて目標とする数値を設定

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野

- <<研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備>> e) 医薬品・医療機器産業
- <<研究開発支援プラットフォームの活用の推進>> e) 医薬品・医療機器産業

イ) 解決策

＜＜研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備＞＞の解決策

- ・ みえライフイノベーション推進センター（M i e L I P セントラル）及び地域拠点（M i e L I P 地域拠点）の整備
- ・ 統合型医療情報データベースの構築

＜＜研究開発支援プラットフォームの活用＞＞の解決策

- ・ M i e L I P セントラルが保有する統合型医療情報データベースの運用、研究開発支援等による医薬品、医療機器等の開発を促進
- ・ M i e L I P 地域拠点による研究開発支援を活用した製品の研究開発等

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

- ・ メディカルバレー推進代表者会議の存在（平成 14 年度～）
- ・ 産学官民の連携の基盤
- ・ みえメディカルコンプレックス（MMC）
- ・ 三重大学メディカルバンク研究センター
- ・ 治験ネットワーク等による E B M 評価機能
- ・ 画像診断支援機構など医療系ネットワーク 等

（３）事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容

＜＜みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業＞＞

- ・ 医薬品、医療機器等の研究開発を一貫して支援する M i e L I P セントラル（三重大学）の整備
- ・ 県内各地域の特色を生かした研究開発等を支援する M i e L I P 地域拠点（鈴鹿、津、伊賀、多気、鳥羽、尾鷲）6 カ所の整備

＜＜みえライフイノベーション研究開発推進事業＞＞

- ・ M i e L I P セントラル：統合型医療情報データベースの構築・データ解析、臨床・共同研究支援、人材育成支援等
- ・ M i e L I P 地域拠点：地域の特色を生かした製品開発の支援等

イ) 想定している事業実施主体

- ・ M i e L I P セントラル：三重大学
- ・ M i e L I P 地域拠点：鈴鹿医療科学大学、三重県、三重大学、多気町、鳥羽市、尾鷲市

ウ) 当該事業の先駆性

- ・ 医療情報の活用による医薬品、医療機器等の研究開発の取組み
- ・ 三重県の自然環境を融合させた健康ツーリズム等の取組み
- ・ 介護支援ロボット、住環境システム等の開発の取組み
- ・ 病態別栄養療法プログラム、高機能食品等の開発の取組み

エ) 関係者の合意の状況

平成 24 年 2 月に開催した「みえメディカルバレー推進代表者会議（地域活性化総合特区地域協議会に位置付け）」において合意がなされた。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・ メディカルバレープロジェクトによる県内の産学官民の連携体制の構築
- ・ 三重大学におけるライフサイエンスに関する研究への積極的な取組み

- ・ 三重大学が保有する患者の医療情報（検診、治療、投薬、診断画像、副作用、遺伝子情報等）、遺伝子解析結果等の蓄積

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ 三重県過疎地域等における県税の特例等の税制優遇制度
- ・ みえライフイノベーション推進事業費補助金等の補助金・助成金制度
- ・ その他企業立地促進補助制度、融資制度、貸付制度

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 企業立地促進法に基づく基本計画に指定する集積業種の支援措置

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・ 県が策定した「みえメディカルバレー構想」の計画的な実施
- ・ 県内支援機関の整備
- ・ 県内大学の研究開発体制の整備

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ メディカルバレー推進事業費（平成 24 年度予算額 27,973 千円）
- ・ みえライフイノベーション推進事業費（平成 24 年度予算額 20,746 千円）

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標の達成状況を毎年度実施

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

みえメディカルバレー推進代表者会議で意見を集約

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

ホームページで意見募集（必要に応じてパブリックコメントを実施）

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

平成 24 年度～26 年度：みえライフイノベーションプラットホーム整備事業

平成 24 年度～28 年度：みえライフイノベーション研究開発推進事業

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

平成 14 年 11 月：メディカルバレー推進代表者会議を設立

平成 23 年 12 月：同代表者会議を総合特区法に基づく地域協議会に位置付け

平成 24 年 2 月：第 1 回地域協議会を開催

構成メンバー：

【大学等】三重大学等 県内 8 大学 3 高専

【団体・企業】社団法人三重県医師会等 5 団体 2 企業

【行政】三重県、鈴鹿市、伊賀市、鳥羽市、尾鷲市、多気町、中部経済産業局

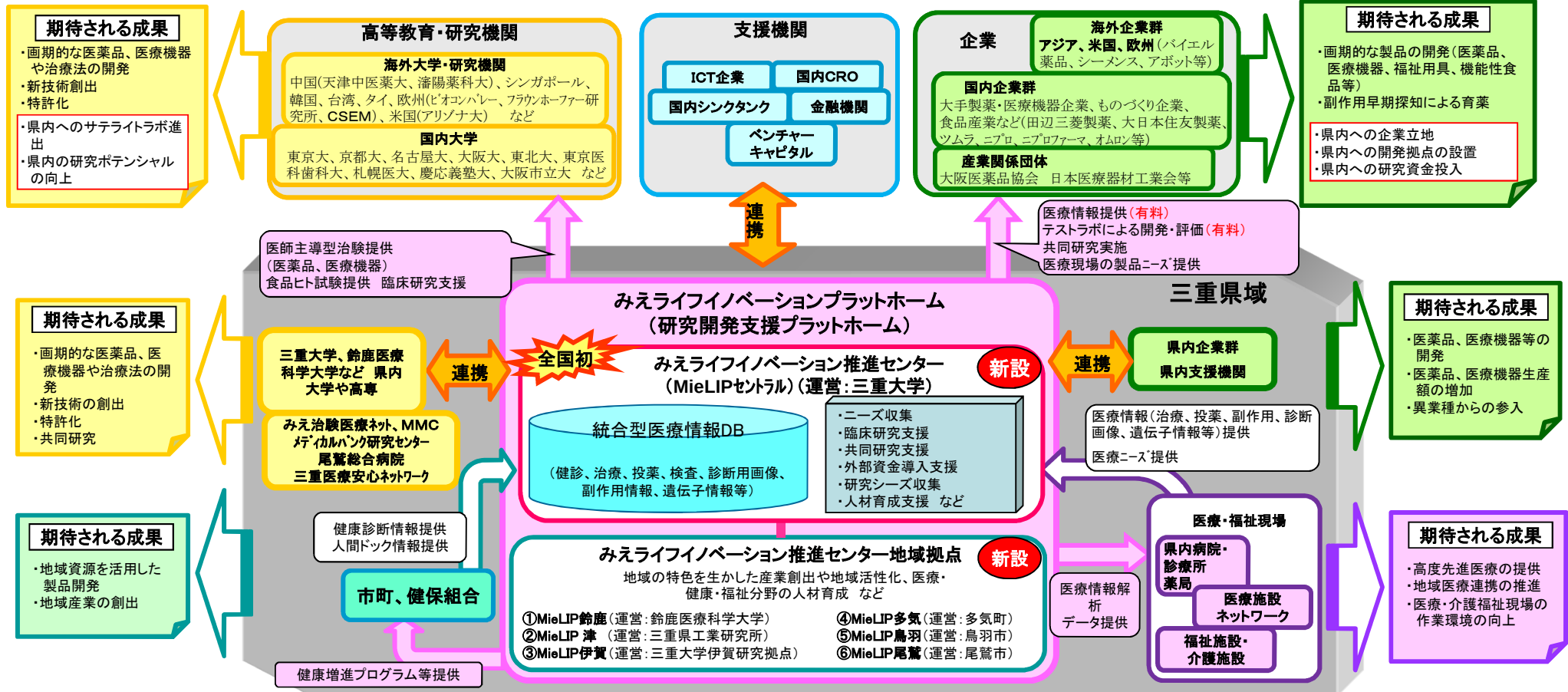
3. 新たな規制の特例措置等の提案について

- ・ 医療機器の製造販売業及び製造業における総括製造販売責任者等の資格及び責任技術者の設置の要件の緩和
- ・ 未承認医薬品（医療機器）の臨床研究データの製造販売承認申請に活用できる特例
- ・ 治験の契約に係る特例 等

みえライフイノベーション総合特区

資料1

区域	定性的な目標	評価指標・数値目標
三重県全域	三重県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者の医療情報を統合した医療情報データベースを構築します。本データベースを核に共同研究や臨床研究を促進する体制、地域の特色を生かした産業創出や地域で必要とする人材の育成などを行う拠点「みえライフイノベーションプラットフォーム」を国の財政支援等を活用して整備します。本拠点の活用と規制緩和措置により、画期的な医薬品等を創出するとともに、企業や研究機関の立地、県内への研究資金の投入、雇用の拡大等により県内経済の活性化を生み出すなど三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることをめざします。	- 医療情報DB:30万人分(5年間累計) - 医療・福祉現場のニーズ収集:2,000件(5年間累計) - 医薬品生産金額:5年間で50%増 - 医療機器生産金額:5年間で100%増 - 医療・健康・福祉分野企業立地(第2創業含む)・研究機関立地数:50件(5年間累計)(過去5年間の実績25件を倍増) - 研究開発支援プラットフォーム活用機関数:県内機関 50機関、県外機関30機関(各5年間累計)



解決策

国内外企業、研究機関による研究開発支援プラットフォームを活用した画期的な医薬品等の開発、地域色豊かな製品の開発

①「みえライフイノベーション推進センター(MieLIPセントラル)」設置(新設)

- 医療情報DBの構築、ニーズ収集機能、共同研究支援機能等を活用し、医療・健康関連製品の研究開発を促進

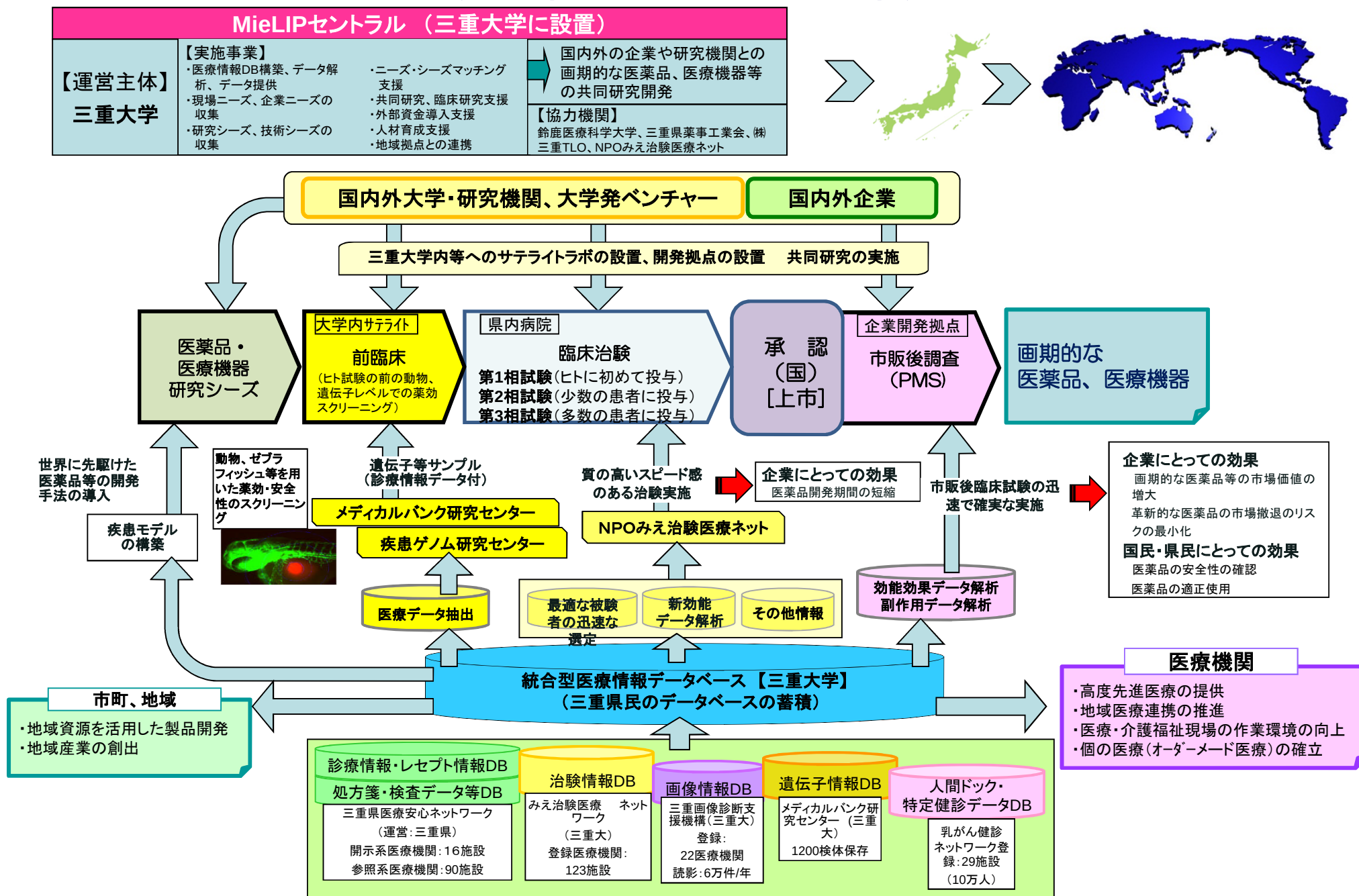
②「みえライフイノベーション推進センター地域拠点」の設置(6ヵ所新設)

- 地域の特色を生かした製品の研究開発、産業創出、人材育成支援

新たな規制の特別措置等

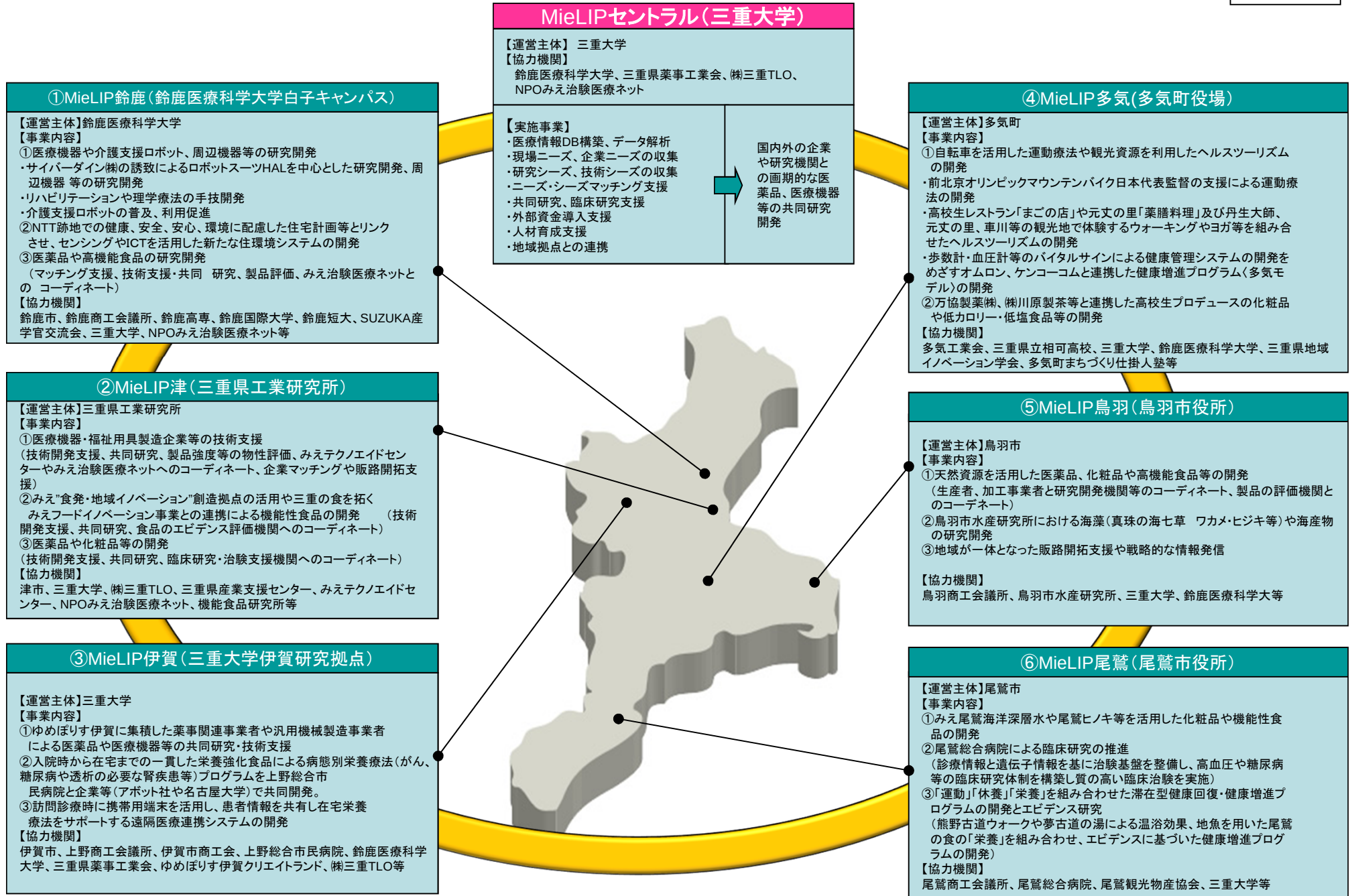
- 医療機器の製造販売業及び製造業における総括製造販売責任者等の資格及び責任技術者の設置の要件の緩和
- 未承認医薬品(医療機器)の臨床研究データの製造販売承認申請に活用できる特例
- 治験ネットワークとの治験契約をすればネットワーク加入病院における個別病院の治験契約行為の免除
- ソフトウェア単独による医療機器の製造販売承認を認める特例
- 医療機器の登録認証機関による認証品目の拡大
- (独)医薬品医療機器総合機構への申請・相談手数料の減免
- (独)医薬品医療機器総合機構における製造販売承認申請の優先審査の実施
- 機能性食品制度(表示等)の拡大
- ロボット技術を用いた福祉用具(介護機器)を介護保険の給付対象とする特例
- 旅行者(第二種及び第三種旅行業務)の基準資産額及び営業保証金の軽減
- 科学研究費助成事業における総合特区枠の創出 など

MieLIPセントラルの主要機能 (統合型医療情報データベースの活用例)

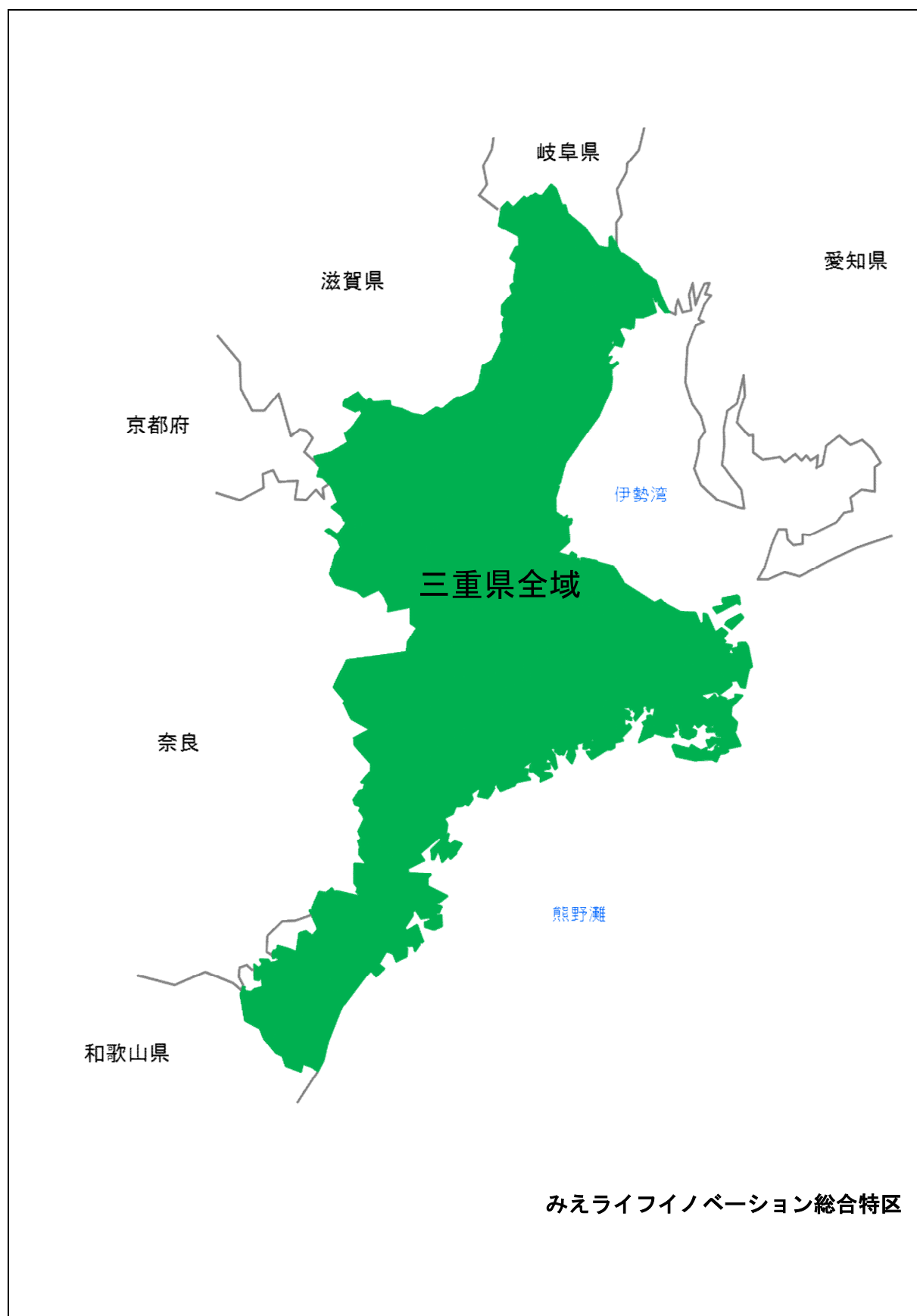


MieLIP地域拠点の事業概要

資料3



別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年3月29日

内閣総理大臣 殿

三重県知事 鈴木 英敬

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書のとおり提案します。

規制の特例措置等の提案書

- 1 提案団体名
三重県
- 2 提案内容
別紙のとおり

別添 6 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：三重県

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の 概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	区分（※1）				別添11 事業番号 （※2）	現行の規制・制度の所管・関係官庁（該当に○を記載）																優先 提案 （※3）		
					政策課題	解決策		規制 制度	税制	財政	金融		警察 庁	金融 庁	消費 者庁	総務 省	法務 省	外務 省	財務 省	文部 科学 省	厚生 労働 省	農林 水産 省	経済 産業 省	国土 交通 省	環境 省	防衛 省	公正 取引 委員会	内閣府・内閣 官庁			
	医療機器の製造販売業における総括製造販売責任者等の基準の緩和	薬事法施行規則第85条において、総括製造販売責任者の基準を規定しているが、医療機器のみが大学等専門課程を修了した後に3年以上の従事経験を要求している。	条文中の「専門の課程（又は科目）」を修了（修得）した後、製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事」を削除し、従事経験を不要とする、又は3年以上の従事経験に代え、専門講習の受講による資格取得を可能とする。	医療機器の製造販売業の許可取得の際にその人材確保が大きな課題となっており、新規参入を妨げる原因となっている。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	人的要件を緩和することによって、医療機器分野への新規参入を促進する。	薬事法第17条第1項 薬事法施行規則第85条第3項及び第4項	○																							○
	医療機器の製造業における責任技術者の設置の緩和	薬事法第17条第5項において、製造を管理する責任技術者を製造所ごとに設置することを規定している。	医療機器（認証基準のある管理医療機器等）の最終製品の組立及び検査を行う製造所に責任技術者を設置し、それ以外の製造所がある場合には、当該責任技術者が業務することを可能にする。	認証基準のある管理医療機器は工業製品であり、多くの場合はユニットごとに製造された部品の組上げであることから、最終製品としての工程段階を管理することによって製品の品質保証が可能である。また、新規参入の課題である人材確保の課題を解決することができる。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	責任技術者の設置を緩和することによって、医療機器分野への新規参入を促進する。	薬事法第17条第5項	○																							○
	未承認医薬品・医療機器の臨床研究（試験）データを当該承認申請の際に活用を認める特例	薬事法第14条第3項において、医薬品・医療機器の承認申請では「厚生労働大臣の定める基準に従って収集され、かつ、作成された」データである必要があり、治験に含まれない臨床研究（試験）のデータは使用できない。	「医薬品の臨床試験の実施に関する省令」及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」で規定する治験の基準において、治験に含まれない臨床研究（試験）のデータを採用できる条件を規定する。	製品開発において、要件を満たす臨床研究（試験）データであれば承認申請に活用できることによって、開発者の時間や労力の負担を軽減することができる。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	臨床研究（試験）データによって、革新的な医薬品・医療機器の迅速な開発が可能となる。	薬事法第2条第16項 薬事法第14条第3項 薬事法施行規則第43条 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	○																							
	治験の契約に係る特例	臨床試験の実施の基準に関する省令第13条では、治験の依頼者及び実施医療機関が契約を締結することが求められており、複数医療機関で同一の治験を実施する場合には、治験の依頼者はそれぞれの医療機関と個別に契約を締結しなければならない。	複数医療機関と契約を交わす特定非営利法人等が実施の医療機関に代わり、治験依頼者と契約することを認める。	医薬品、医療機器等の治験を実施する際に交わす契約等の手続きを簡素化することによって、治験実施医療機関の手間を省くとともに治験の実施を推進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するとともに国内外の企業、研究機関等との連携を促進するための制度改革が必要である。	治験実施の手続きが簡略化されることによって、治験に参画する企業、医療機関等の相互の連携が円滑になる。	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第13条 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第13条	○																							
	医療用アプリケーションソフトウェアを単独で医療機器として認める特例	薬事法施行令第1条において、医療機器の範囲を規定しているが、薬事法での医療機器の定義はあくまで機械器具等であり、ソフトウェア単独では医療機器として認めていないことから、医療機器にインストールされた状態でなければ承認・認証を取得できない。しかしながら、海外では単独で医療機器としての承認がなされている。	諸外国と同様に単体ソフトウェアを医療機器とする。	ソフトウェアはハードウェアにインストールされている必要があり、医療用アプリケーションソフトウェア（画像診断、診断支援等）の単体での販売が困難であるため。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	ハードウェアとソフトウェアを分離することによって、医療機器分野への新規参入を促進する。	薬事法第2条第4項 薬事法施行令第1条	○																							
	医療機器の認証範囲の拡大	医療機器のうち、認証基準のある管理医療機器は、日本工業規格のみを基準としている。	日本工業規格以外の基準を採用する。	基準適合性認証の範囲を拡大することによって、企業への参入機会を増大させるため。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	医療機器の認証範囲を拡大することによって、医療機器分野への新規参入と研究開発を促進する。	薬事法第23条の2 薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器	○																							
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の申請・相談手数料の減免	医薬品、医療機器等の製造販売承認の取得に当たり、PMDAへの開発前相談、申請前相談、申請手続相談等を行う場合には、数十万円～数百万円と高額な費用負担が必要である。	特区内の中小企業者からの申請・相談等に要する手数料を資本金額、出資総額並びに業務使用する従業員数等に応じて減免する。	医薬品、医療機器等の産業分野への中小企業による新規参入を促進し、地域企業に製品開発を促進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	企業の事業規模に応じ、費用負担が減免されることによって、中小企業による研究開発を促進する。	薬事法関係手数料令第16条、第17条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則別表	○																							

別添 6 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：三重県

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の 概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	区分（※１）				別添11 事業番号 （※２）	現行の規制・制度の所管・関係官庁（該当に○を記載）																優先 提案 （※３）	
					政策課題	解決策		規制 制度	税制	財政	金融		警察 庁	金融 庁	消費 者庁	総務 省	法務 省	外務 省	財務 省	文部 科学 省	厚生 労働 省	農林 水産 省	経済 産業 省	国土 交通 省	環境 省	防衛 省	公正 取引 委員 会	内閣 府・内閣 官庁		
	医薬品、医療機器等の製造販売承認に係る優先審査の実施	新医薬品、新医療機器等の製造販売承認に当たっては、PMDAによる審査を受ける必要があるが、審査ラグは解消される傾向にあるものの、以前としてドラッグラグ（審査ラグと申請ラグの和）では米国との比較においても未だに数年の開きがある。	特区内の製造販売業者から承認申請がなされるものは、優先審査品目として取扱うこととする。	特区内に国内外からの医薬品、医療機器等の製造販売業者の事務所、研究施設等を誘致するとともに新規参入を促し、研究開発支援プラットフォームを中心とした産学官民の連携を促進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用推進」による研究開発を促進するとともに国内外の企業や研究機関との連携を促進するための制度改革が必要である。	研究開発支援プラットフォームの活用が促進されることによって、産学官民の連携がさらに深化する。	薬事法第14条第7項	○									○													
	健康増進に資する機能的食品、健康器具等の効果効果の表示・広告を可能にする特例	保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）以外の食品、健康器具等の製品については、効果効果に関する表示や説明を行うことができない。また、特定保健用食品の審査、表示の許可の取得には数千万円を要し、栄養機能食品の保健機能表示ではビタミン、ミネラル等に限られている。	特区内の研究開発において、保健的な効果を認める科学的な根拠が得られたときは、「○○特区で△△の研究成果が得られた」旨とともにその成分又は機能を保健用食品の審査、表示ができるものとする。	研究成果を早期に活用できるようにするとともに既存の医薬品、保健機能食品、医療機器等との区別を明確にすることによって、企業、研究者等の研究・製品開発を促進する。	「研究開発支援プラットフォームの活用推進」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	研究開発の促進によって、研究開発支援プラットフォームの活用が促進される。	薬事法第68条 食品衛生法第19条 健康増進法第26条	○					○				○													
	ロボット技術を用いた福祉用具（介護機器）の介護保険の給付対象とする特例	介護保険法において、福祉用具貸与の対象となるのは、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものとして、車いす、特殊寝台等の種目を定めている。	居宅介護サービスにおいて、要介護者の自立を助けるロボット技術を用いた福祉用具（介護機器）を福祉用具貸与（介護保険の給付）の対象とする。	上肢・下肢の動きを支援ロボットや食事等の日常欠かせない動作を支援するロボット等の開発が進められており、要介護者のＱＯＬの向上に寄与するこれらの福祉ロボットの導入を促進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用推進」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	介護保険の給付対象とすること福祉・介護ロボットの導入を促進することによって、	介護保険法第8条第16項 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与にかかる福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93号）	○									○													
	健康ツーリズム等の企画旅行を取扱う旅行者（第二種及び第三種）の基準資産額及び営業保証金の減免	健康の維持増進、疾病予防を目的とした健康ツーリズム等の企画旅行は、比較的小規模で実施されるにもかかわらず、旅行者の登録の際には事業規模に比して高額の基準資産及び営業保証金が求められる。	旅行業の登録において、事業計画の健康ツーリズム等の健康の維持増進、疾病予防を目的とした企画旅行の取扱比率に応じて、基準資産額及び営業保証金を軽減する。	地域企業の負担を軽減するとともに新たな参入機会を提供し、健康ツーリズムの推進に寄与する。	「研究開発支援プラットフォームの活用推進」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	健康ツーリズム等の企画旅行の取扱いに動機付けを与えることによって、多様な健康ツーリズムプログラムの開発を促進する。	旅行業法第6条、第7条	○												○										
	第三種旅行業務の特例	旅行業法施行規則第1条の2第3号において、「一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施されるもの」と規定している。	条文中の「市町村」を「都道府県」に読み替える。また、業務の範囲を県域とする旅行業務を新設する。	第三種旅行者が県域で活動するためには、第二種旅行業の登録が必要であるため。	「研究開発支援プラットフォームの活用推進」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	健康ツーリズム等の企画旅行の区域が拡大することによって、多様な健康ツーリズムプログラムの開発を促進する。	旅行業法第4条第4号 旅行業法第1条の2第3号	○												○										
	科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金における総合特区枠の創出	美態として、研究者が書類作成等に忙殺され、研究時間の確保が困難となっている。また、新たな研究分野への挑戦意欲を掻き立てるための仕組みも必要である。	科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金、科学研究費補助金）及び厚生労働科学研究費補助金において、総合特区枠を各分野に設ける。	競争的研究資金等の採択率の向上を図ることによって、研究者の意欲的な取組みを促し、研究開発を推進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用推進」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	研究開発費を確保しやすい体制を構築することによって、研究開発を促進する。	科学研究費助成事業 厚生労働科学研究費			○	3									○	○									
	法人税の特例	法人税は、法人の所得金額等を課税標準として課され、租税特別措置法等の特別法で修正を受ける。また、法人の所得にかかる税には、地方税分である法人住民税、法人事業税、地方法人特別税がある。	特区内へ新たに立地する医療・健康・福祉分野の関連企業に対し、法人税率の減免又は一定期間免除する。	特区内に国内外から医療・健康・福祉分野の関連企業の事務所、研究施設等を誘致し、研究開発支援プラットフォームを中心とした産学官民の連携を促進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用推進」による研究開発を促進するとともに国内外の企業や研究機関との連携を促進するための制度改革が必要である。	国内外からの企業の立地が促進されることによって、研究開発支援プラットフォームを介した産学官民の連携がさらに深化する。	法人税法	○																						○

別添 6 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：三重県																										
提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の 概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	区分（※１）				別添11 事業番号 （※２）	現行の規制・制度の所管・関係官庁（該当に○を記載）													優先 提案 （※３）
					政策課題	解決策		規制 制度	税制	財政	金融		警察 庁	金融 庁	消費 者庁	総務 省	法務 省	外務 省	財務 省	文部 科学 省	厚生 労働 省	農林 水産 省	経済 産業 省	国土 交通 省	環境 省	
	償却資産に対する固定資産税の特例	固定資産税は、1月1日（賦課期日）現在の土地、家屋、償却資産の所有者に対し、固定資産税の価格をもとに算定される。	特区内へ新たに立地する医療・健康・福祉分野の関連企業に対し、償却資産（機械、装置等）に対する固定資産税を免税化する。	償却資産に対する固定資産税の課税は、国際的にも稀であり、国内投資を抑制している。設備投資の負担を軽減し、投資の収益性を向上させるため	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	設備投資による収益性の改善によって、研究開発を促進する。	地方税法第343条第9項			○					○											○
	研究開発税制の特例	研究開発税制は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別試験研究に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」（以上「総額型」）及び「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」（「増加型・高水準型」）の4つの制度で構成されている。総額型の制度では、「繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度」が設けられている。	平成24年3月31日で適用期限を迎える総額型の研究開発税制における特例（控除限度額：法人税額の30%）を特区内に適用する。平成24年度税制改正で適用期限が2年延長された増加型の特例を特区内ではさらに延長できるものとし、繰越税額控除限度超過額の繰越しも3年程度の延長を認める。また、これらの研究開発税制を法人税法等の本則に盛り込むことで恒久化する。	研究開発投資を後押しすることによって、ライフイノベーションを促進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	企業の研究開発投資の増強・拡充が図られることによって、研究開発を促進する。	租税特別措置法第42条の4			○					○										○	
	日本政策金融公庫による融資期間等の特例	日本公庫は、100%政府出資の政府系金融機関であり、銀行等の金融機関を補完し、国の政策に則った低利、固定金利、長期の融資制度を備えている。中小企業向けの事業においては、長期事業資金の融資業務のほか、証券化支援業務、信用保険業務等を行っている。	中小企業向けの融資制度において、設備・運転資金の融資期間及び据置期間を延長する。	中小企業が民間金融機関から借入れがしにくい、長期の資金を容易に調達でき、特区内で安定的に事業を行うことができるようにするため。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	企業の長期資金の調達とともに返済の負担を軽減することによって、研究開発を促進する。	株式会社日本政策金融公庫法				○		3			○									○	
	サービス産業強化事業費補助金の特例	医療・健康・福祉分野の企業、研究者等にとって、有用な医療情報の取得や解析を迅速に行うための研究開発支援環境が確立されていない。	サービス産業強化事業費補助金に総合特区枠を創出する。	研究開発支援プラットフォームの中心となる統合型医療情報データベースとともに、データの収集、解析、活用等を可能にするシステムを構築し、研究開発を促進する有用な医療情報が提供できる新たなサービスを確立するため。	「研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備」における統合型医療情報データベースの構築、システム導入支援等には制度改革が必要である。	統合型医療情報データベース及び研究開発支援システムの構築によって、みえライフイノベーションプラットフォームの基盤を整備する。	サービス産業強化事業費補助金			○		1					○								○	
	地域新成長産業創出促進事業費補助金の特例	医療・健康・福祉分野の企業、研究者等による研究開発を一元的に支援する体制が確立されていない。	地域新成長産業創出促進事業費補助金に総合特区枠を創出する。	研究開発支援プラットフォーム（中央センター及び地域拠点）を運営していくために必要な施設、設備、人材等を確保するため。	「研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備」における研究開発支援体制の整備等には制度改革が必要である。	みえライフイノベーション推進センター（中央センター及び地域拠点）を整備することによって、研究開発支援プラットフォームを確立する。	地域新成長産業創出促進事業費補助金			○		2					○								○	
	地域産学官連携科学技術振興事業費補助金の特例	産学官民の連携活動の強化を図り、研究開発及び研究成果の社会還元を促進するための調整等の活動を支援するとともに、人材育成、人材確保対策等によって、将来の研究開発支援プラットフォームの自立化を図るための仕組みが確立されていない。	地域産学官連携科学技術振興事業費補助金に総合特区枠を創出する。	県内各地域で取り組まれている研究・技術開発プロジェクトを結実させるため、産学官民ネットワークの拡充と研究開発支援プラットフォームの活用を推進し、国内外の企業、研究機関等による研究開発を促進するため。	「研究開発支援プラットフォームの活用」による研究開発を促進するためには制度改革が必要である。	産学官による共同研究の推進、地域における新たなネットワーク形成、事業化の促進等を図ることによって、研究開発支援プラットフォームの活用を促進する。	地域産学官連携科学技術振興事業費補助金			○		3				○									○	

※1. 「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。（複数記入可。）

財政支援措置に関する提案は、制度の改善（「新規制度の創設」又は「既存制度の拡充」を求める場合）に関わるものに限り記載してください。既存制度による支援を求めるものは本様式（別添6）には記載できません。

※2. 財政支援措置に関する提案に限り記載してください。別添11の事業番号を記載してください。

※3. 指定後、早期の実現を希望する提案については、優先提案欄に「○」を記載してください。（指定後に調整する場合があります。）。

（様式について）

本様式はエクセルにより作成してください。エクセルデータが必要でございましたら、 sogotoe@cas.go.jp までご連絡ください。

別添 8 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	鈴鹿市、伊賀市、鳥羽市、多気町、尾鷲市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	三重県と上記 5 市町は、今回の総合特区において主要な事業であるみえライフイノベーションプラットホーム（MieLIP）におけるみえライフイノベーション推進センター地域拠点として事業展開していくため
意見を聴いた日	別添 9 のとおり
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	別添 9 のとおり
意見に対する対応	別添 9 のとおり

関係地方公共団体名	上野総合市民病院
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	地域拠点のひとつである MieLIP 伊賀にある市立病院であり、今回の総合特区の中で事業を展開するため
意見を聴いた日	平成 24 年 3 月 9 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	上野総合市民病院では、全国に先駆けてがん免疫栄養療法センターを開設し、がん患者の栄養療法で成果をあげてきた。最近、がんだけでなく、在宅医療の中心となる高齢者慢性疾患（糖尿病・COPD・透析の必要な腎疾患等）でも、低蛋白・低カロリー状態が治療成績や予後に大きく影響することが明らかとなってきた。当院が構築したがん患者に対する「がん栄養療法パス（がん患者に適応した栄養療法の計画書）」を基に、全国平均よりも 6－7 年高齢化が先行している伊賀地域で、医薬品経腸栄養剤に機能性食品を組み合わせた「在宅医療病態別栄養療法パス（在宅医療の中で各疾患別の栄養療法計画書）」を企業と共同開発することを今回の総合特区で取り組みたい。 さらに当院で開発中の日本初完全クラウド型電子カルテ（iPad などを用いた携帯用端末）に栄養療法パスを組み込み、急性期医療から慢性期医療、さらには在宅医療をシームレスに支える遠隔医療連携システムを開発し、高齢患者の QOL、ADL を向上させ、伊賀市を高齢者が自立できる、次世代のモデル地域として全国に発信することをめざし今回の総合特区で取り組みたい。
意見に対する対応	全国でも先駆的取組であり、特区で取り組むことにより、国内外の事業者、大学、医療機関と連携することができ、画期的な医薬品や高機能食品の開発、IT 産業の振興や誘致など産業振興にも寄与すると考えられ、意見を踏まえ、指定申請書に記載した。

関係地方公共団体名	尾鷲総合病院
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	地域拠点のひとつである MieLIP 尾鷲にある市立病院であり、今回の総合特区の中で事業を展開するため
意見を聴いた日	平成 24 年 2 月 20 日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	尾鷲市は高齢化率が 24～25%と高く、人口流動が少ないため、安定したデータが得やすく臨床治験が実施しやすい。当院では、三重大学大学院医学系研究科の登学科長及び三重大学医学部附属病院の竹田院長を顧問にむかえ、臨床治験を進めることにより、地域医療や新薬開発などの貢献をめざしている。特に尾鷲地域では高血圧や糖尿病患者が多く、これらの疾患についてはすでに研究を始めている。また、遺伝子の勉強会も開催しはじめた。以上の理由から、臨床研究を実施するには、この尾鷲地域をモデル地区として適応しており、当市から他の地域にも臨床研究も場を広げることができる。今回の総合特区で、三重大学と当院が進めているこの取組をさらに発展したい。
意見に対する対応	すでに尾鷲総合病院と三重大学で進められており、データも蓄積されている。この地域をモデル地区とすることにより、MieLIP センtralと MieLIP 尾鷲が連携し、医薬品開発や研究人材の育成及び企業や研究所の立地、地域産業の活性化に結びつくことが可能となると思われ、意見を踏まえ、指定申請書に記載した。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	みえライフイノベーション総合特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 12 月 22 日
地域協議会の構成員	【大学等】 三重大学、鈴鹿医療科学大学、三重県立看護大学、四日市大学、四日市看護医療大学、鈴鹿国際大学、三重中京大学、皇學館大学、鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校 【団体・企業】 社団法人三重県医師会、社団法人三重県歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会、社団法人三重県看護協会、一般社団法人三重県作業療法士会、三重県薬事工業会、辻製油株式会社、株式会社三重ティーエルオー 【行政】 三重県、鳥羽市、尾鷲市、多気町、鈴鹿市、伊賀市、中部経済産業局
協議を行った日	平成 24 年 2 月 1 日 持ち回り 平成 24 年 2 月 7 日 平成 24 年 2 月 10 日 平成 24 年 2 月 14 日 平成 24 年 2 月 17 日 平成 24 年 2 月 25 日 平成 24 年 2 月 20 日 平成 24 年 2 月 23 日 平成 24 年 3 月 2 日 平成 24 年 3 月 12 日
協議の方法	協議会の開催 欠席者については持ち回りで協議 平成 24 年 2 月 7 日 社団法人三重県医師会 平成 24 年 2 月 7 日 社団法人三重県薬剤師会 平成 24 年 2 月 10 日 三重中京大学 平成 24 年 2 月 14 日 三重県立看護大学 平成 24 年 2 月 25 日 鈴鹿市 平成 24 年 2 月 17 日 四日市大学 平成 24 年 2 月 20 日 尾鷲市 平成 24 年 2 月 23 日 伊賀市 平成 24 年 3 月 2 日 多気町 平成 24 年 3 月 12 日 鳥羽市

協議会の意見の概要	【協議会】 (1) 県内の様々な医療情報を匿名化したデータとして統合した医療情報データベースを整備することだが、個人情報保護の観点から、データ提供者から了解を得る必要はないか。 (2) 法規制により制限されていることを、特区で認めてもらうのが特区の制度だと思う。このみえライフイノベーション総合特区は産業振興が中心の提案である。医療に偏らず、新しい産業の創出に向け、シーズからはじまり新たな製品開発に結びつくプロセスをこの総合特区の提案に盛り込むことが必要である。 (3) ライフサイエンスというと医療や健康分野に限定されがちである。少し見方を変え、例えば医療と観光の関係について考えると、伊勢神宮は年間 800 万人を超す参拝客が訪れている。かつては土産品として万金丹などの医薬品を提供したと言われる。観光と薬を結びつけることで新たな産業が生まれるのではないか。 (4) ライフイノベーション総合特区を考える中で東アジア戦略も考えるなどの工夫ができないだろうか。 (5) 申請案では、鈴鹿地域拠点のものづくり地域として位置づけられている。しかし、鈴鹿医療科学大学では、機能性食品や健康食品の研究をしている。また、鈴鹿国際大学は、セイロン瓜を機能性食品への活用研究を行っている。従って、「鈴鹿＝ものづくり」だけに限定しないほうがよい。 【鈴鹿市】 (6) 鈴鹿市は、自動車産業をはじめとした第二次産業が主力である。また、鈴鹿医療科学大学や鈴鹿工業高等専門学校などもあり、今回の総合特区のコア地域のひとつとして連携したい。 【尾鷲市】 (7) 尾鷲総合病院は、三重大学医学部及び附属病院と連携し診療情報と遺伝子情報を基に治験基盤を整備し、質の高い臨床治験を実施していきたい。今回の総合特区の中で取り組みたい。 (8) 熊野古道や海岸などのフィールドを活用し健康ウォーキングを実施しており、平成 23 年度には尾鷲セラピスト（尾鷲市内の熊野古道を遣った健康ウォーキングの専属インストラクター）を養成した。今回の総合特区で、科学的根拠のある健康ウォーキングなど運動プログラムの研究開発や運動プログラムの効果を高めるための機器開発、事業化、企業の立地に取り組みたい。 (9) さらに、健康プログラムと尾鷲海洋深層水を使用した夢古道の湯の温浴療法、地元宿泊施設、市内の医療機関と連携し、健康回復・健康増進のまちづくりを推進することにより地域活性
------------------	--

	化をめざしたい。 (10) 尾鷲海洋深層水や水産物、尾鷲ヒノキなど豊富にある天然資源を活用し、化粧品や機能性食品の開発にも取り組みたい。 【伊賀市】 (11) 上野総合市民病院では、がん免疫栄養療法を組み込んだ医療に取り組んでいる。当院と企業等の共同研究による特別用途食品などの開発を促進するなどの取組を、今回の総合特区に盛り込めないか。 (12) 伊賀市内には、三重大学伊賀研究拠点が立地している。また、医薬品等関連事業者や汎用機械製造事業者も集積していることからこれらのポテンシャルを活かした取組を、今回の総合特区で展開したい。 【多気町】 (13) 高校生レストランで有名な相可高校の「まごの店」や薬草園の薬草料理、大豆料理の「まめや」などの食、マウンテンバイクの前北京オリンピックのマウンテンバイク監督を当地に迎え自転車を活用した運動療法、ふるさと村、元丈の里、車川などの観光資源を活かした取り組み（健康ツーリズム等）を、今回の総合特区で取り組みたい。 (14) 地元事業者（万協製薬(株)や(株)川原製茶など）と高校生（相可高校）が連携した化粧品や健康食品の開発を、今回の総合特区で取り組みたい。 【鳥羽市】 (15) 鳥羽市では、海藻（真珠の海七草 ワカメやヒジキなど）を売り出していこうと考えている。鳥羽市水産研究所は、県や国の水産研究所と連携し海藻の利活用研究も始めている。今回の総合特区で、海藻などの水産資源の研究を進め、製品開発などに取り組みたい。 (16) 鳥羽商工会議所では当市と連携し、牡蠣やヤマトタチバナの商品化に取り組んでいる。当市の天然資源を活かし、医薬品や機能性食品などの付加価値の高い製品開発を、今回の総合特区で取り組みたい。
意見に対する対応	上記(1)のデータについては、本人の同意がないと利用できないので同意書をもらう。包括同意という制度ができたので、一つの研究のみでなく他の研究にも活用できるような同意書をもらうことになる。日本は規制が多く、医薬品などの承認のスピードも遅いので、海外の新薬の開発では負けてしまうので三重県で先駆的に統合型医療情報データベースを整備することにより、画期的な医薬品や医療機器の開発する体制を整備することができること

	を、協議会委員の共通認識として同意を得た。 上記(2)は、みえライフイノベーションプラットホームを整備することにより、国内外の企業や研究者などが活用することで画期的な製品の創出、新産業の創出に寄与する地域をめざす。このことにより国内外からの企業や研究機関の立地、地域産業の創出や地域の活性化を図ることができ、産業振興に繋がるものとしている。この意見を踏まえ、指定申請書に反映させた。 上記(3)の地域拠点では、それぞれの地域のもつポテンシャルを活かして事業を展開していくように考えている。また、地域内だけに留まらず県内外の事業者や研究者等と連携することにより更に事業が発展していくと考えている。この意見を踏まえ、指定申請書に反映させた。 上記(4)は、かねてから連携している中国（天津中医薬大、瀋陽薬科大）、シンガポール、韓国、台湾、タイなどの東アジアを始め欧州等に働きかけ、みえライフイノベーションプラットホームを活用していただくように、この意見を踏まえ、指定申請書に記載した。 上記(5)については、意見を踏まえ、指定申請書に記載した。 上記(6)については、鈴鹿市、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿工業高等専門学校などと連携していくことで、同意を得た。 上記(7)～(16)については、意見を踏まえ、指定申請書に記載した。
--	--

**別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用
を見込む事業の一覧（参考資料）**

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
みえライフイノベーション研究開発推進事業	- 医療機器の製造販売業における総括製造販売責任者等の基準の緩和（規制の特例措置）	○
	- 医療機器の製造業における責任技術者の設置の緩和（規制の特例措置）	○
	- 未承認医薬品・医療機器の臨床研究（試験）データを当該承認申請の際に活用を認める特例（規制の特例措置）	○
	- 治験の契約に係る特例（規制の特例措置）	○
	- 医療用アプリケーションソフトウェアを単独で医療機器として認める特例（規制の特例措置）	○
	- 医療機器の認証範囲の拡大（規制の特例措置）	○
	- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の申請・相談手数料の減免（規制の特例措置）	○
	- 医薬品、医療機器等の製造販売承認に係る優先審査の実施（規制の特例措置）	○
	- 健康増進に資する機能性食品、健康器具等の効能効果の表示・広告を可能にする特例（規制の特例措置）	○
	- ロボット技術を用いた福祉用具（介護機器）の介護保険の給付対象とする特例（規制の特例措置）	○
	- 健康ツーリズム等の企画旅行を取扱う旅行業者（第二種及び第三種）の基準資産額及び営業保証金の減免（規制の特例措置）	○
	- 第三種旅行業務の特例（規制の特例措置）	○
	- 科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金における総合特区枠の創出（財政の特例措置）	○
	- 法人税の特例（税制の特例措置）	○
	- 償却資産に対する固定資産税の特例（税制の特例措置）	○
	- 研究開発税制の特例（税制の特例措置）	○
	- 日本政策金融公庫による融資期間等の特例（財政の特例措置）	○

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

(参考資料)

平成24年3月29日

内閣総理大臣 殿

三重県知事 鈴木 英敬

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り追加提出します。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	三重県						
総合特別区域の名称	みえライフイノベーション総合特区	国際・地域の別	地域	対象地域	三重県全域	計画期間	平成24年度～ 平成28年度（ 5 年間）	

●国の財政支援を希望する事業

事業 番号	事業名	事業内容	実 施 主 体	所管省庁名	国の制度名	新規 拡充 既存	新規・拡充内容	規制改革 実現必要 性の有無	備 考	総事業費 (単位:千円)	H24		H25		H26		H27		H28		
											うち、国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)		
1	みえライフイノベーション プラットフォーム整備事業 ①統合型医療情報データ ベース整備	みえライフイノベ ーションプラットホーム の核となる統合型医 療情報システムの構 築	三重大学	経済産業省	サービス産業強化事業 費補助金	拡充	特区で実施する事業 については、優先採 択制度を設ける。	無		611,000	611,000	183,000	183,000	191,000	191,000	237,000	237,000	0	0	0	0
2	みえライフイノベーション プラットフォーム整備事業 ②施設整備、人材確保 等	MieLIPセントラル及 び地域拠点の運営に 要する人材、設備等 の確保	三重大学、鈴鹿医療科 学大学、鳥羽市、尾鷲 市、多気町、三重県	経済産業省	地域新成長産業創出 促進事業費補助金	拡充	特区で実施する事業 については、優先採 択制度を設ける。	無		1,161,000	1,161,000	263,000	263,000	256,000	256,000	214,000	214,000	214,000	214,000	214,000	214,000
3	みえライフイノベーション 研究開発推進事業	MieLIPセントラル及 び地域拠点による支 援機能を生かした研 究開発の促進	三重大学、鈴鹿医療科 学大学、鳥羽市、尾鷲 市、多気町、三重県	文部科学省	地域産学官連携科学 技術振興事業費補助 金	拡充	特区で実施する事業 については、優先採 択制度を設ける。	有		247,000	247,000	51,000	51,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
- 新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充・既存」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を、既存制度による支援を要望する場合は「既存」を選択してください。
6. 「規制改革実現必要性の有無」欄には、規制の緩和が実現されないと、実施することができない事業の場合は「有」、規制の緩和が実現されなくても、実施することができる事業の場合は「無」と記載して下さい。
7. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。(「既存」の場合は、空欄で可)
8. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
9. 「事業費」欄：補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
10. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。

みえライフイノベーション総合特区

区域：三重県全域

定性的な目標：

三重県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者の医療情報（健診、治療、投薬、検査、診断用画像、副作用情報、遺伝子情報等）を統合した医療情報データベースを核に、共同研究や臨床研究を促進する体制を整備した研究開発支援プラットフォームを形成する。

国内外の企業や研究者等がこのプラットフォームを活用することで、この地域が国内外の企業や研究機関による画期的な製品の創出に寄与する地域となることをめざす。また、国内外からの企業や研究機関の立地、県内への研究資金の投入等を促進し、三重県内の企業や大学等の技術力や研究機能を向上させることで、地域産業の創出や地域の活性化を図る。

評価指標・数値目標：

- 医療情報DB：30万人分（5年間累計）
- 医療・福祉現場のニーズ収集：2,000件（5年間累計）
- 医薬品生産金額：5年間で50%増
- 医療機器生産金額：5年間で100%増
- 医療・健康・福祉分野企業立地（第2創業含む）・研究機関立地数：50件（5年間累計）（過去5年間の実績25件を倍増）
- 研究開発支援プラットフォーム活用機関数：県内機関 50機関、県外機関30機関（各5年間累計）

政策課題：

三重県におけるライフイノベーションを推進するためには、県内企業の技術力の向上や大学等の研究機能の一層の充実が必要である。

そのため、製品開発に不可欠な患者等医療情報が容易に入手でき、それを有効に活用できる開発環境を核とした共同研究や臨床研究を促進する体制を整備した研究開発支援プラットフォームの形成が必要である。

このプラットフォームを構築することで国内外の企業や研究機関との連携が促進され、産業創出・地域活性化の実現を図るとともに国内外の企業や研究機関の誘致を推進することで、本分野の産業を本県の中核の産業に育成する。

解決策：

- 国内外企業、研究機関による研究開発支援プラットフォームを活用した画期的な医薬品等の開発
- 「みえライフイノベーション推進センター（MieLIPセントラル）」設置（新設）
- 「みえライフイノベーション推進センター地域拠点」（地域拠点）の設置（6ヵ所新設）
- 医療情報DBの構築、ニーズ収集機能、共同研究支援機能等を活用し、医療・健康関連製品の研究開発を促進

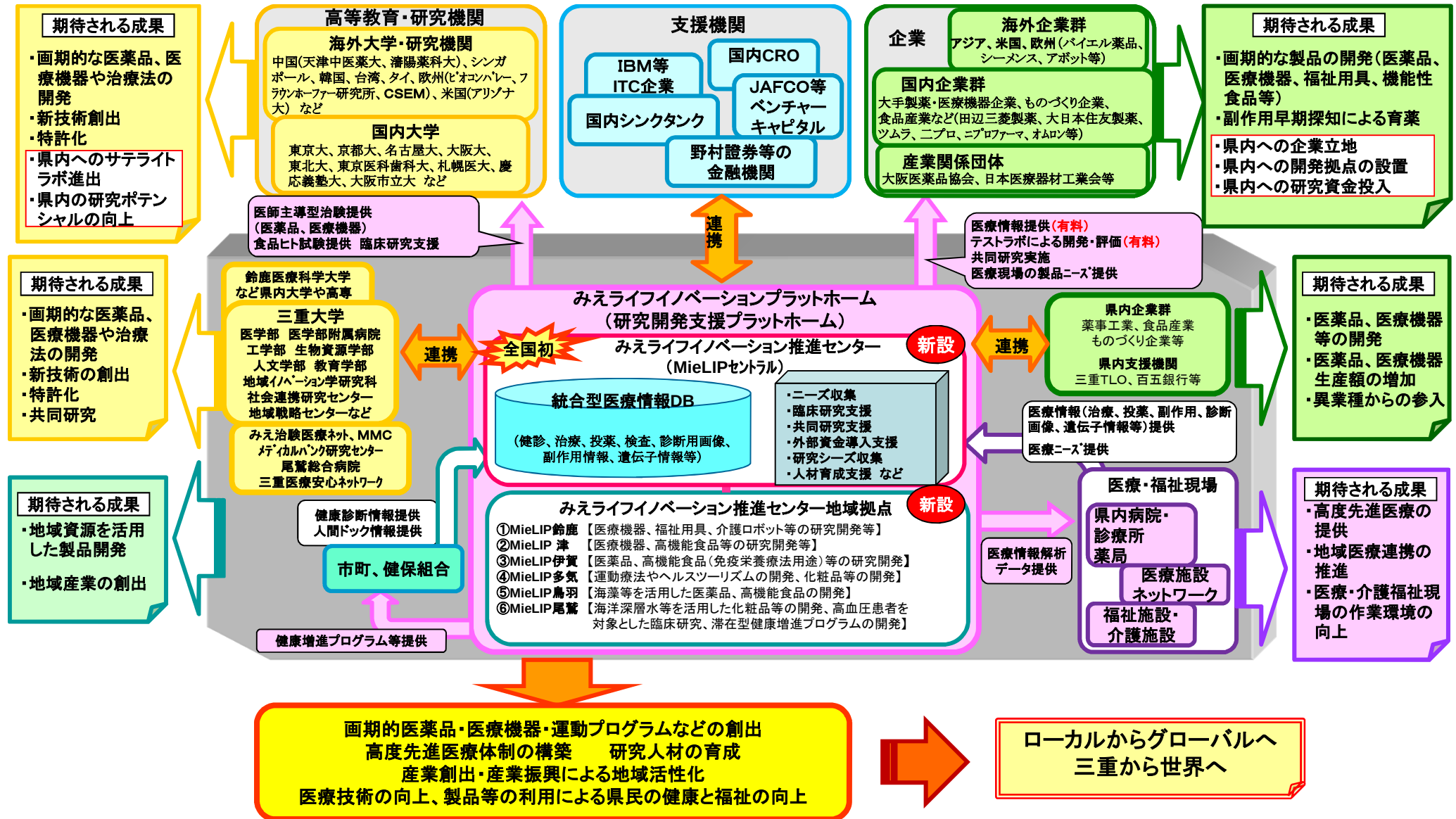


みえライフイノベーション総合特区

資料 2

三重県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者の医療情報(健診、治療、投薬、診断画像、副作用、遺伝子情報など)を統合した医療情報データベースを核に、共同研究や臨床研究を促進する体制を整備した研究開発支援プラットフォームを形成します。

国内外の企業や研究者等がこのプラットフォームを活用することで、この地域が国内外の企業や研究機関による画期的な製品の創出に寄与する地域となることをめざします。また、国内外からの企業や研究機関の立地、県内への研究資金の投入などを促進し、三重県内の企業や大学等の技術力や研究機能を向上させることで、地域産業の創出や地域の活性化を図ります。

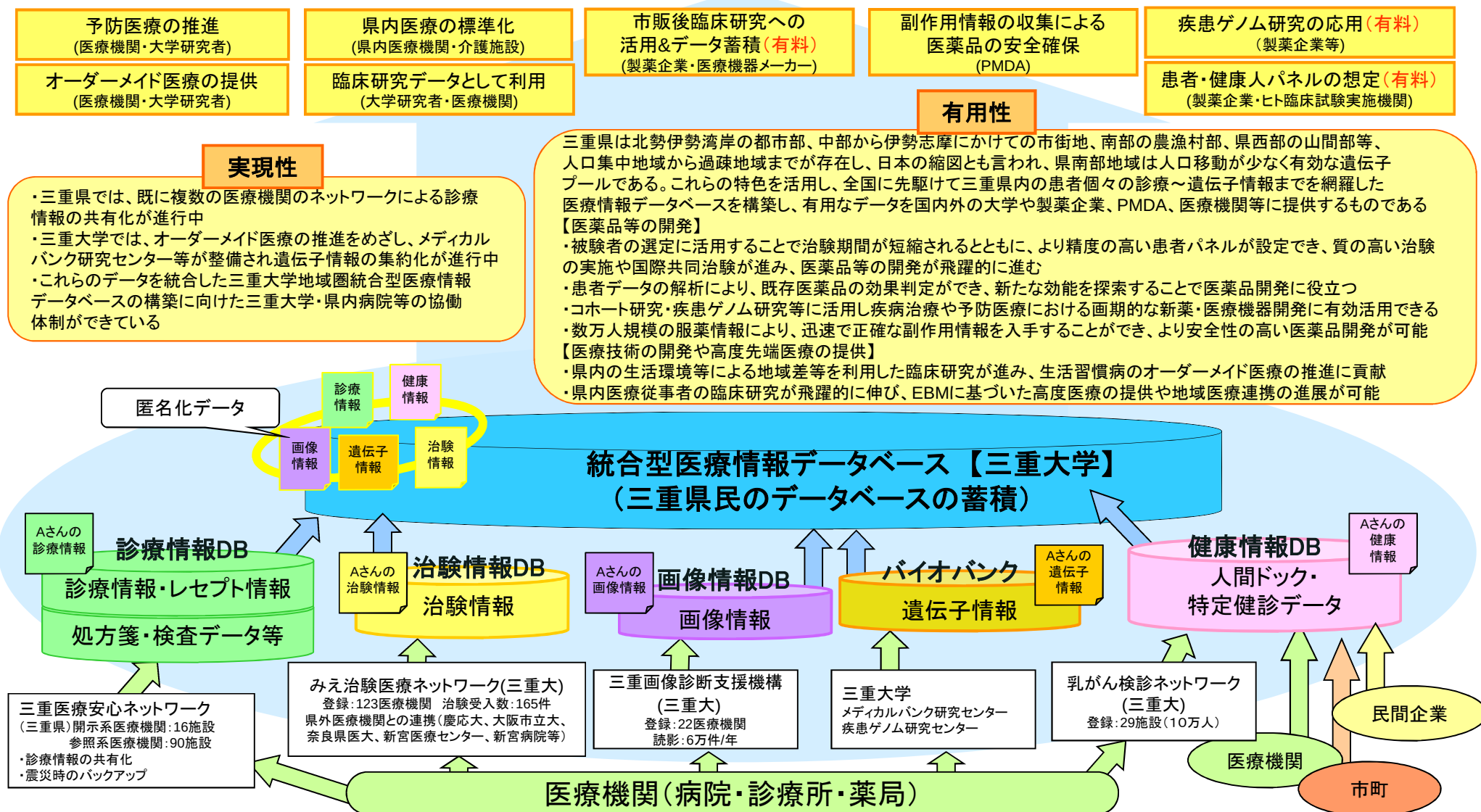


統合型医療情報データベース (医療情報データベース)

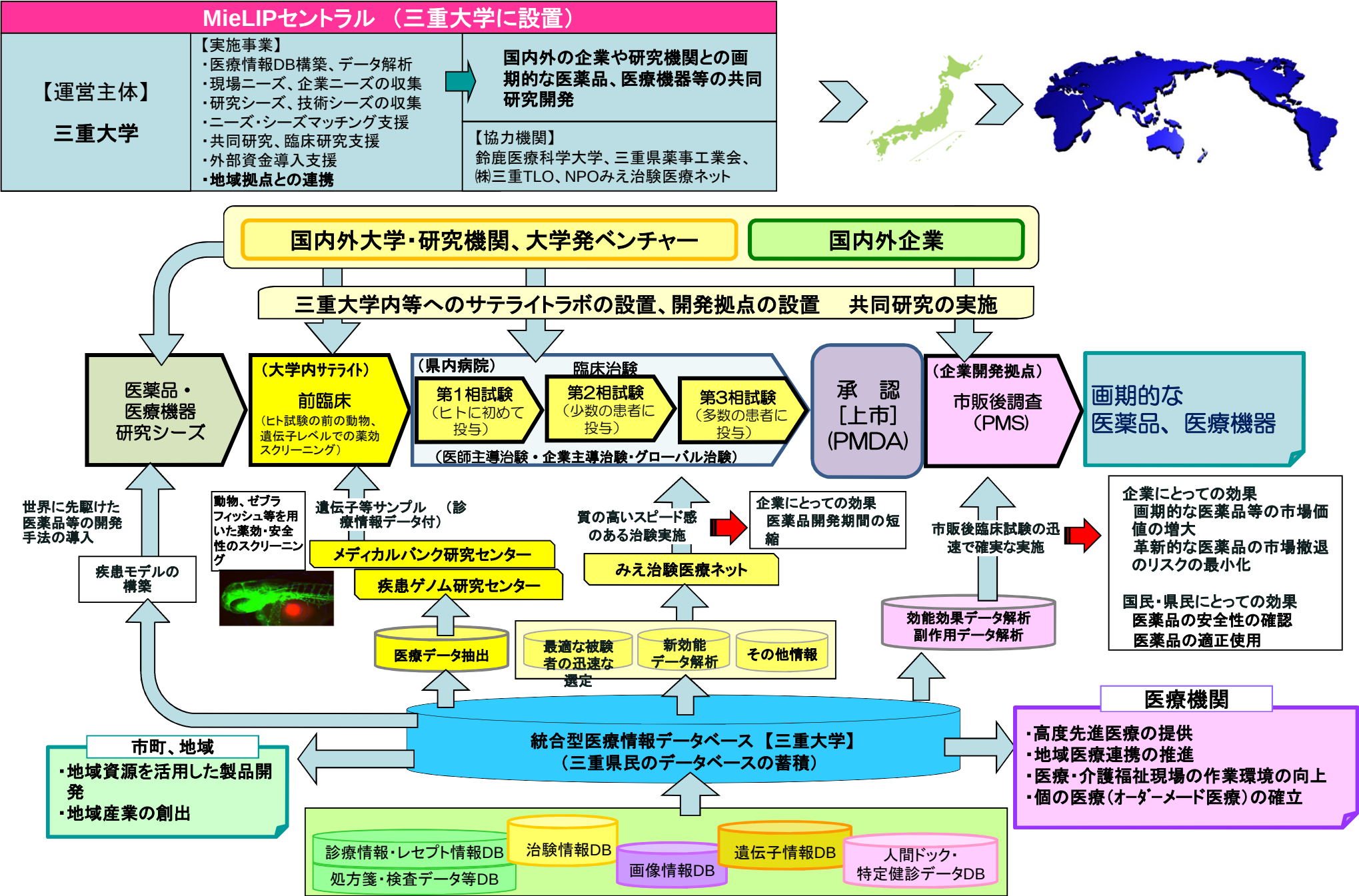
資料 3

三重県内の患者個々の医療・健康・遺伝子情報を収集・統合した最先端の医療情報データベース(匿名化)を三重大学に構築し、企業や 大学関係者等へデータ等を提供するとともに臨床医学研究を推進することで、画期的な医薬品・医療機器等の開発をめざします。

画期的な医薬品・医療機器・医療技術等の開発や高度先端医療の提供

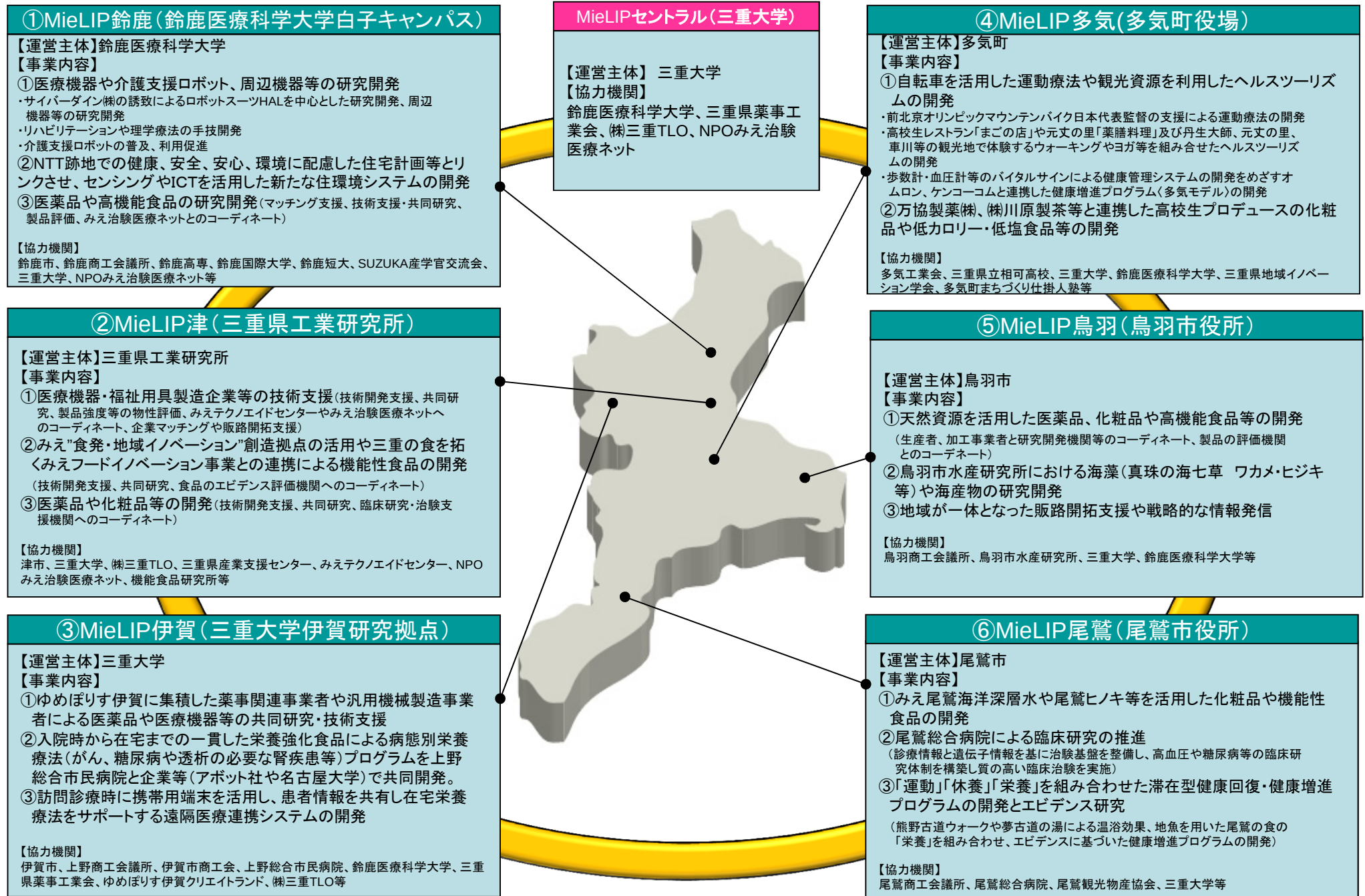


統合型医療情報データベースの活用例



地域拠点が実施する事業の概要

資料5



みえメディカルバレープロジェクトの概要

図 1

みえメディカルバレー構想 実施計画の推移

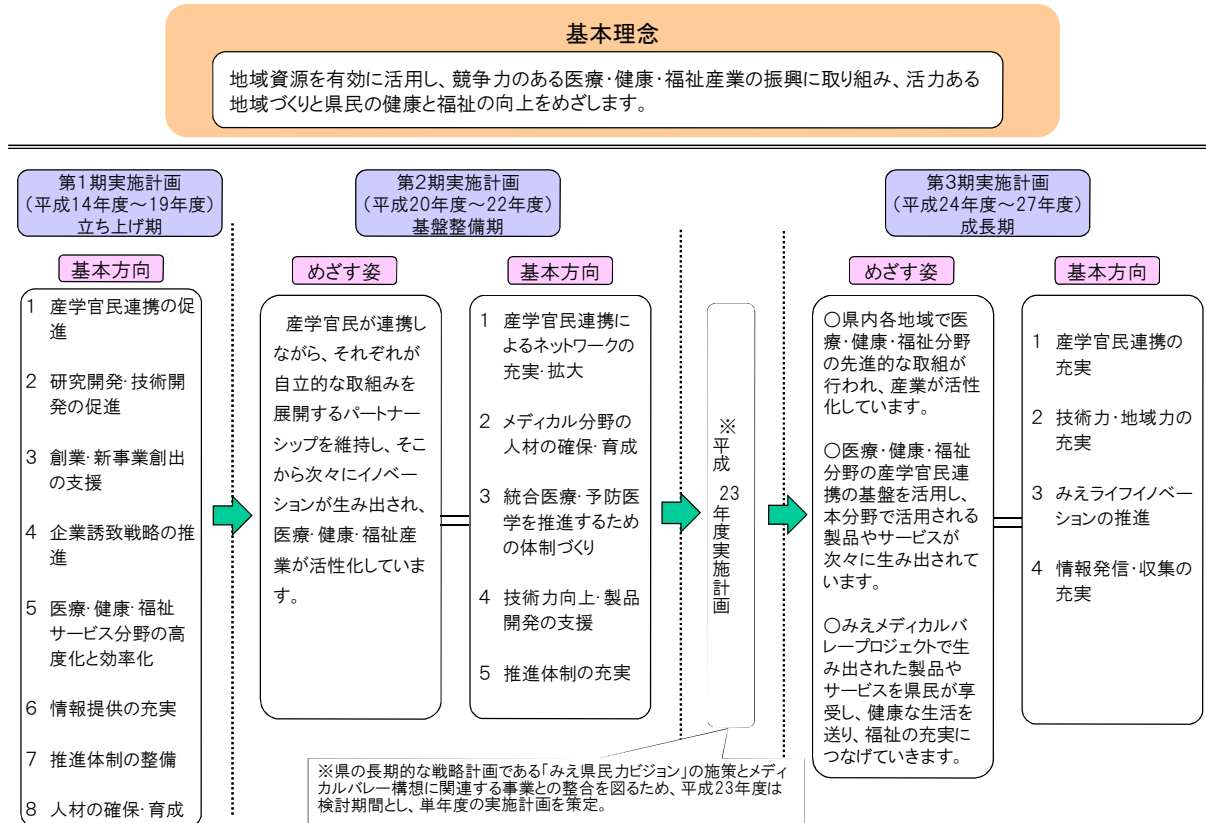


図 2

みえメディカルバレー構想の成果

